

東京都北区契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月四日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第十八号

東京都北区契約事務規則の一部を改正する規則

東京都北区契約事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の二第一項第一号中「四億円」を「六億円」に改める。

第四十八条の三第一項中「二億円」を「三億円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区契約事務規則第四十八条の二第一項第一号及び第四十八条の三第一項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

東京都北区プールに関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月四日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第十九号

東京都北区プールに関する条例施行規則の一部を改正する規則  
東京都北区プールに関する条例施行規則（昭和五十年四月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第12条関係）

第 号

環 境 衛 生 監 視 員 証

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付  
年 月 日限り有効

写  
真

東京都北区長



この環境衛生監視員証を携帯する者は、東京都北区プールに関する条例第7条第1項の規定により立入検査をする職権を有するものです。

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月九日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第二十号

東京都北区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区子ども・子育て支援法施行細則（令和六年三月東京都北区規則第十九号）の一部を次のように改正する。

目次

「第三章 子育てのための施設等利用給付認定等（第十七条―第二十六条）」を

「第三章 子育てのための施設等利用給付認定等（第十七条―第二十六条）」に、

「第三章の二 乳児等支援給付認定等（第二十六条の二―第二十六条の七）」

「及び特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支

援事業者」に、

「第二節 特定地域型保育事業者（第三十二条―第三十六条）」を

「第二節 特定地域型保育事業者（第三十二条―第三十六条）」

第二節の二 特定乳児等通園支援事業者（第三十六条の二―第三十六条の六）」

に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 乳児等支援給付認定等

（認定の申請）

第二十六条の二 府令第二十八条の二十二第一項の申請書は、乳児等支援給付認定

申請書（別記第二十五号様式の二）とする。

（認定証の交付）

第二十六条の三 法第三十条の十五第三項の認定証は、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）（別記第二十五号様式の三）とする。

（認定の取消しの通知）

第二十六条の四 府令第二十八条の二十五第一項の規定による通知は、乳児等支援給付認定取消通知書（別記第二十五号様式の四）により行うものとする。

（認定の変更の届出）

第二十六条の五 府令第二十八条の二十六第一項の届書は、乳児等支援給付認定変更届（別記第二十五号様式の五）とする。

（認定証の再交付）

第二十六条の六 府令第二十八条の二十七第二項の申請書は、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）再交付申請書（別記第二十五号様式の六）とする。

（企業主導型保育事業の利用状況の報告）

第二十六条の七 府令第二十八条の二十九第一項の規定による報告は、企業主導型保育事業利用報告書（別記第二十四号様式）により行うものとする。

2 府令第二十八条の二十九第二項の規定による報告は、企業主導型保育事業利用

終了報告書（別記第二十五号様式）により行うものとする。

第四章の章名中「及び特定地域型保育事業者」を「、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者」に改め、同章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二 特定乳児等通園支援事業者

（確認の申請）

第三十六条の二 府令第四十四条の二において準用する府令第三十九条の申請書

は、特定乳児等通園支援事業者確認申請書（別記第三十三号様式の二）又は乳児等通園支援事業認可申請書兼特定乳児等通園支援事業者確認申請書（別記第三十三号様式の三）とする。

（確認の変更の申請）

第三十六条の三 府令第四十四条の二において準用する府令第四十条の申請書は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書兼変更届（別記第三十三号様式の四）とする。

（変更の届出等）

第三十六条の四 法第五十四条の三において準用する法第四十七条第一項及び第二項の規定による届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書兼変更届（別記第三十三号様式の四）により行うものとする。

（確認の辞退）

第三十六条の五 特定乳児等通園支援事業者は、法第五十四条の三において準用する法第四十八条の規定によりその確認を辞退しようとするときは、特定乳児等通園支援事業者確認辞退届（別記第三十三号様式の五）を区長に提出するものとする。

（確認の取消し等）

第三十六条の六 法第五十四条の三において準用する法第五十二条第一項の規定により法第五十四条の二第一項の確認を取り消し、又はその確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、特定乳児等通園支援事業者の確認取消・停止通知書（別記第三十三号様式の六）により通知するものとする。

別記第十五号様式を次のように改める。

公定価格加算・調整項目届出書

年 月 日

東京都北区長 殿

施設・事業所番号  
所在地  
施設名  
代表者職氏名

年度

月

公定価格の加算・調整項目の実施状況について以下のとおり届け出ます。

【加算要件】 当該施設において、次の事業を実施し、要件に該当します（該当項目にチェック）。

- ①  幼稚園型一時預かり事業を実施している（私学助成の預かり保育推進事業等を含む。）。
- ②  一般型一時預かり事業を実施している（私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育等を含む。）。
- ③  満3歳児に対する教育・保育を提供している。
- ④  障害児に対する教育・保育を提供している。
- ⑤  継続的な小学校との連携・接続に係る取組を実施している（第4面の加算項目30「小学校接続加算」の要件①～③の全てを満たすものとする。）。
- ⑥  幼児教育の内容・指導方法等の指導助言を行う組織や専門家等と連携して、園内研修を企画・実施している。
- ⑦  災害等により教育・保育が提供できない緊急時に関するマニュアル等の整備及び原則月1回の研修・訓練の実施等を行う取組を実施している。
- ⑧  延長保育事業を実施している（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの）。
- ⑨  病児保育事業を実施している（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの）。
- ⑩  月の初日に0歳児が3人以上利用している（初めて該当になった月から年度を通して当該要件を満たすものとする。）。

加算・調整項目等	実施状況等	挙証資料提出状況	前月からの変更有無※
1 副園長・教頭配置加算 ※1号認定部分のみ加算項目 副園長・教頭を配置し、別に定める要件に該当する場合、「有」となります。 副園長・教頭配置日 年 月 日 <挙証資料>副園長・教頭の履歴書、職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
2 学級編成調整加配加算 ※1号認定部分のみ加算項目 ※1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員が36人以上 300人以下の施設の場合、「有」となります。 <挙証資料>職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
3 3歳児配置改善加算 3歳児及び満3歳児の職員配置基準を、3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施している場合、「有」となります。 <挙証資料>資格証（写）、職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
4 4歳以上児配置改善加算 4歳以上児の職員配置基準を、4歳以上児25人につき1人により実施している場合、「有」となります。 ※チーム保育加配加算を算定している施設は本加算適用対象外 <挙証資料>資格証（写）、職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
5 満3歳児対応教諭配置加算 ※1号認定部分のみ加算項目 満3歳児の職員配置基準を、満3歳児6人につき1人により実施している場合、「有」となります。 <挙証資料>資格証（写）、職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
6 (非常勤)講師配置加算※1号認定部分のみ加算項目 「必要教員数」を超えて非常勤講師(幼稚園教諭免許状要)を配置する1号認定子どもに係る利用定員が35人以下又は121人以上の施設の場合、「有」となります。 <挙証資料>資格証（写）、職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
7 チーム保育加配加算 「必要教員数」を超えて教諭を配置し、少人数の学級編成を行っているなどの場合、「有」となります。 ※4歳以上児配置改善加算を算定している施設は本加算適用対象外 <挙証資料>資格証（写）、職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 人	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
8 通園送迎加算 ※1号認定部分のみ加算項目 通園送迎を行う場合、「有」となります。 <挙証資料>通園送迎の実施状況等が分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	

加算・調整項目等		実施状況等	挙証資料提出状況	前月からの 変更有無※
9	給食実施加算 ※1号認定部分のみ加算項目 給食を実施している場合、「有」となります。 適当たりの給食実施日数 _____日 区分A：施設内の調理設備を使用してきめ細やかに調理を行っている場合 区分B：施設外で調理して施設に搬入する方法により給食を実施している場合 ＜挙証資料＞給食の実施状況等が分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 _____日 <input type="checkbox"/> 区分A <input type="checkbox"/> 区分B <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出済 _____月 _____日	
10	主幹教諭等専任加算 ※幼稚園のみ加算項目 【加算要件】①～⑦のうち2つ以上の事業を実施し、主幹教諭等を計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるため、「必要教員数」を超えて代替教員を配置する場合、「有」となります。 ＜挙証資料＞職員体制図、専任させたことが分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 _____月 _____日	
11	子育て支援活動費加算 ※幼稚園のみ加算項目 主幹教諭等専任加算の対象施設において、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に取り組んでいる場合、「有」となります。 ＜挙証資料＞子育て支援活動の実施状況等が分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 _____月 _____日	
12	主幹教諭等の専任化による子育て支援の取組を実施していない場合 ※認定こども園1号認定部分のみ調整項目 代替保育教諭等を2人配置せず、【加算要件】①～⑦のうち実施していない項目が6つ以上ある場合は、「有」となりますが、主幹保育教諭等2人を計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるための代替保育教諭等を2人配置し、子育て支援活動の実施が「有」の場合は「無」とします。 ＜挙証資料＞職員体制図、子育て支援活動の実施状況等が分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合、調整 子育て支援活動の実施 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 _____月 _____日	
13	主幹教諭等の専任化による子育て支援の取組を実施していない場合 ※2・3号認定部分のみ調整項目 代替保育教諭等を2人配置せず、【加算要件】②・④・⑦～⑩のうち実施していない項目が5つ以上ある場合は、「有」となりますが、主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人配置し、子育て支援活動の実施が「有」の場合は「無」とします。 ＜挙証資料＞職員体制図、子育て支援活動の実施状況等が分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合、調整 子育て支援活動の実施 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 _____月 _____日	
14	療育支援加算 障害児を受け入れ、かつ、主幹保育教諭等を補助する者を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合、「有」となります。 ※主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合の調整が適用されている施設については対象外 区分A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 区分B：それ以外の障害児受入施設 ＜挙証資料＞対象の児童が分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合 <input type="checkbox"/> 区分A <input type="checkbox"/> 区分B	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 _____月 _____日	
15	事務職員配置加算 ※1号認定部分のみ加算項目 基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職員を超えて、非常勤事務職員を配置する利用定員が91人以上の施設の場合、「有」となります。 ＜挙証資料＞職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 _____月 _____日	
16	指導充実加配加算 ※1号認定部分のみ加算項目 利用定員が271人以上の施設において、基本分単価において求められる必要保育教諭等の数を超えて、非常勤講師を配置する場合、「有」となります。 ＜挙証資料＞加算適用年月、非常勤講師の配置が分かる資料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 _____月 _____日	
17	事務負担対応加配加算 ※1号認定部分のみ加算項目 利用定員が271人以上の施設において、基本分単価及び事務職員配置加算において求められる職員を超えて、非常勤事務職員を配置する場合、「有」となります。 ＜挙証資料＞加算適用年月、事務職員の配置が分かる資料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 _____月 _____日	

※前月分の届出から変更があれば○を記入

加算・調整項目等		実施状況等	挙証資料提出状況	前月からの 変更有無※
18	<p>休日保育加算 ※2・3号認定部分のみ加算項目 休日等を含めて年間を通じて開所する施設を区が指定し、実施する場合、「有」となります。 ＜挙証資料＞休日における保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図</p>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> (過年度) 提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
19	<p>夜間保育加算 ※2・3号認定部分のみ加算項目 夜間保育所の設置認可を受け、夜間保育を実施している場合、「有」となります。 ＜挙証資料＞夜間における保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図</p>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> (過年度) 提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
20	<p>減価償却費加算 ※2・3号認定部分のみ加算項目 施設整備費補助金を受けずに整備した施設(事業所)の場合で、下記加算要件を全て満たす場合、「有」となります。 【加算要件(全て満たすこと)】 ・認定こども園の用に供する建物が自己所有である。 ・建築資金又は購入資金が発生している。 ・整備に当たって国庫補助金の交付を受けていない。 ・賃借料加算の対象となっていない。 ＜挙証資料＞建物を整備又は取得する際の契約書類(写)</p>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> (過年度) 提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
21	<p>賃借料加算 ※2・3号認定部分のみ加算項目 建物(土地は対象外)を賃貸方式で実施している施設(事業所)の場合で、下記加算要件を全て満たす場合、「有」となります。 【加算要件(全て満たすこと)】 ・認定こども園の用に供する賃貸物件である。 ・賃借料が発生している。 ・国庫補助に係る残額が生じていない。 ・減価償却費加算の対象となっていない。 【契約金額(月額:税込)】 _____ 円 ＜挙証資料＞賃貸契約書(写) ※賃貸契約に変更があった場合は、変更後の賃貸契約書(写)</p>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> (過年度) 提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
22	<p>職員配置基準 ①年齢別保育教諭等の配置が、公定価格(基本分)における配置基準を下回る場合、「有」となります。</p>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合、調整	下回る人数 人	
	<p>②配置基準上、求められる職員資格を有しない場合 公定価格(基本分)における配置基準上の職員について、幼稚園教諭免許又は保育士資格にいずれも有しない場合、「有」となります。</p>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合、調整	下回る人数 人	
23	<p>定員を恒常的に超過する場合、連続する過去2年度間に常に利用定員を超過し、かつ、各年度の年間平均所在率が120%以上の状態の場合、「有」となります。</p>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合、調整	前年度平均人数 人	
24	<p>土曜日に閉所する場合 ※2・3号認定部分のみ調整項目 土曜日に閉所する場合、「有」となります。 当該月の土曜日のうち閉所する日数 _____ 日</p>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合、調整	/	
25	<p>栄養管理加算 ※幼稚園又は2・3号認定部分のみ加算項目 食事の提供に当たり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けている場合は「有」となります。 ※栄養士の雇用形態に応じて「配置」、「兼務」、「嘱託」のいずれかの区分で加算を行います。 ＜挙証資料＞嘱託契約又は配置が確認できる書類等</p>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合 <input type="checkbox"/> 配置 <input type="checkbox"/> 兼務 <input type="checkbox"/> 嘱託	<input type="checkbox"/> 申請書提出日 提出日 月 日  <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	

※前月分の届出から変更があれば○を記入

加算項目等（3月分の請求時のみ加算）		実施状況等	挙証資料提出状況	前月からの 変更有無※
26	<b>外部監査費加算</b> 幼稚園及び認定こども園を設置する学校法人等が、当年度の幼稚園・認定こども園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査を受ける場合は「有」となります。 監査終了日（有の場合） 年 月 日 監査実施機関（有の場合） ( ) <b>&lt;挙証資料&gt;外部監査の実施状況等が分かる資料等</b>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
27	<b>施設関係者評価加算</b> 保護者その他の施設関係者（施設職員を除く。）による評価を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する場合、「有」となります。 実施終了日（有の場合） 年 月 日 公表予定日（有の場合） 年 月 日 ※申請書を12月末までに提出し、確認された場合に3月分に請求 <b>&lt;挙証資料&gt;評価の実施が分かる資料等</b>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
28	<b>高齢者等活躍促進加算</b> ※2・3号認定部分のみ加算項目 1日6時間未満又は月20日未満勤務の高齢者等を職員配置基準以外に非常勤職員として雇用し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務（利用子ども等との話相手、相談相手、給食の後片付け等）を行わせ、かつ当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれている場合、「有」となります。 また、【加算要件】②・④・⑧～⑩の事業のうち、いずれかを実施していることが条件となります。 ※12月末までに申請書を提出し、承認通知された場合に該当年間総雇用時間の該当時間にチェック <b>&lt;挙証資料&gt;入所児童処遇特別加算（申請・報告）書、職員名簿、雇用時間内訳書</b>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合 <input type="checkbox"/> 400時間 <input type="checkbox"/> 800時間 <input type="checkbox"/> 1,200時間	<input type="checkbox"/> 申請書提出日 提出日 月 日  <input type="checkbox"/> 報告書、他挙証資料提出（3月） 提出日 月 日	
29	<b>施設機能強化推進費加算</b> <b>【加算要件】</b> を2つ以上満たし、施設等の総合的な防災対策（地域住民への防災支援協力体制の整備・合同避難訓練を実施、及び職員への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備）を図る取組を行い、取組に必要な経費の総額が、概ね15万以上見込まれる場合、「有」となります。 ※申請書を12月末までに提出し確認された場合に3月分に請求 <b>&lt;挙証資料&gt;地域住民への防災支援協力体制・合同避難訓練実施について分かる資料、施設機能強化推進費加算（申請・報告）書、取組に要した経費がわかる領収書（写）等</b>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 申請書提出日 提出日 月 日  <input type="checkbox"/> 報告書、他挙証資料提出（3月） 提出日 月 日	
30	<b>小学校接続加算</b> 以下の要件に該当する小学校との連携・接続に係る取組を2つ以上行う場合、「有」となります。 ①小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。 ②授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。 ③小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間（2年以上を含む。）のカリキュラムを編成・実施していること。 <b>&lt;挙証資料&gt;小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況等が分かる資料等</b>	①及び②のいずれの取組も実施 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  全ての取組を実施 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
31	<b>第三者評価受審加算</b> 北区が認める第三者機関による評価を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する場合、「有」となります。 実施終了日（有の場合） 年 月 日 ※申請書を2月末までに提出し公表まで確認された場合に3月分に請求 <b>&lt;挙証資料&gt;受審結果が分かる資料等</b>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	

※前月分の届出から変更があれば○を記入

別記第二十四号様式及び第二十五号様式中「~~毎26条~~」の次に「、~~毎26条~~の7」を加える。

別記第二十五号様式の次に次の五様式を加える。

## 乳児等支援給付認定申請書

東京都北区長 殿

次のとおり、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）に係る認定について申請いたします。

情報閲覧・共有の同意	<input type="checkbox"/> こども誰でも通園制度の利用に当たり必要な区民税及び世帯情報、申請者等の情報等を閲覧することに同意します。	
	<input type="checkbox"/> 申請者の利用事業所の選択に資する情報提供及び円滑な制度の利用のため、北区と関係区市町村とが申請者及び申請児童に係る情報や制度の利用状況に係る情報を共有することに同意します。	
	<input type="checkbox"/> 申請した内容に変更がある場合には、必要な手続（乳児等支援給付認定の取消し、変更に関する手続等）を行うことに同意します。	

申請者（保護者） ※児童と同居している方が申請者になります。	フリガナ			生年月日	性別	児童との続柄		
	氏名							
	現住所	〒						
	本年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ。 <input type="checkbox"/> 現住所と異なる。	〒					
	前年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ。 <input type="checkbox"/> 現住所と異なる。	〒					
	電話番号			メールアドレス				
利用料減免の申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※生活保護を受給している場合、区民税所得割合算額が77,101円未満の世帯である場合及び区が支援が必要と認められた世帯である場合は「有」をチェックしてください。 ※本年1月1日現在、東京都北区に住民票がない場合は、世帯全員の「区市町村民税課税証明書」や「区市町村民税納税通知書」の写しなど必要な書類を添付してください。						
転入前の区市町村での利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
既に認定を受けている児童の有無 ※認定期間内の児童に限る。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							

代理利用者	総合支援システムの代理利用者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		生年月日	児童との続柄		
	フリガナ						
	氏名						
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ。 <input type="checkbox"/> 申請者と異なる。	〒				
	電話番号			メールアドレス			

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）の認定を受けようとする児童	確認を希望する児童の数						
	1	フリガナ			生年月日	性別	
		氏名					
		現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ。 <input type="checkbox"/> 申請者と異なる。	〒		申請者（保護者）との続柄	
	障害者手帳等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	障害に係る手当等の受給状況	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 障害年金			
	2	フリガナ			生年月日	性別	
		氏名					
		現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ。 <input type="checkbox"/> 申請者と異なる。	〒		申請者（保護者）との続柄	
	障害者手帳等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	障害に係る手当等の受給状況	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 障害年金			
	3	フリガナ			生年月日	性別	
		氏名					
		現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ。 <input type="checkbox"/> 申請者と異なる。	〒		申請者（保護者）との続柄	
	障害者手帳等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	障害に係る手当等の受給状況	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 障害年金			

年 月 日

様

東京都北区長



乳児等支援支給認定証(こども誰でも通園制度認定証)

先に申請のありました乳児等支援給付認定について、下記のとおり認定しました。

記

乳児等支援支給認定証番号	
児童氏名	
児童生年月日・性別	年 月 日
保護者居住地	
保護者氏名	
保護者生年月日	年 月 日
認定の有効期間	<p>こども誰でも通園制度の有効期間</p> <p>年 月 日 ～ 年 月 日</p> <p>こども誰でも通園制度(地方独自設定)の有効期間</p> <p>年 月 日 ～ 年 月 日</p> <p>なお、保育所や認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が区外に転出した場合は、認定が取り消されます。</p>
交付年月日	年 月 日

障害児加算	
医療的ケア児童加算等	
要支援家庭のこども加算	
負担軽減加算	
負担軽減加算適用開始日	年 月 日

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

号  
年 月 日

## 乳児等支援給付認定取消通知書

様

東京都北区長



子ども・子育て支援法施行規則第 28 条の 25 第 1 項の規定に基づき、乳児等支援給付認定を取り消しましたので通知します。

### 記

認 定 番 号		
保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	
子 ど も	氏 名	
	生 年 月 日	
取 消 年 月 日		
取 消 理 由		

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



年 月 日

乳児等支援支給認定証 (こども誰でも通園制度認定証) 再交付申請書

東京都北区長 殿

次のとおり、乳児等支援支給認定証 (こども誰でも通園制度認定証) の再交付を申請いたします。

【申請者 (保護者)】

フリガナ		
氏 名		
住 所		〒 (      -      )
生 年 月 日		年 月 日
連絡先	自 宅	— —
	携帯電話	— —

【申請に係る子ども】

フリガナ		
氏 名		
生 年 月 日		年 月 日
マイナンバー		
保護者との続柄		

【再交付申請の理由】

--

別記第三十三号様式の次に次の五様式を加える。

特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

東京都北区長 殿

所在地 \_\_\_\_\_

申請者 氏名 (又は名称) \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 利用定員：1 時間当たり 名 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業		
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒 -		
	電話:		
	メール:		
設置者・事業者の代表者	フリガナ	職名	
	氏名	生年月日	年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日		

2 添付書類

別紙「添付書類一覧」のとおり

(別紙)

添付書類一覧

必要となる書類			区分		
			一般型	余裕活用型	
				(備考)	
<input type="checkbox"/>	設置者（申請者）の名称及び主たる事務所の所在地	法人全部事項証明書（登記簿謄本）	省略可	省略可	乳児等通園支援事業に係る認可書類等と重複する場合には省略可能
<input type="checkbox"/>	代表者の氏名、生年月日及び職名	履歴書（経歴書）	省略可	省略可	〃
		法人全部事項証明書（登記簿謄本）	省略可	省略可	〃
		誓約書（兼役員等名簿）	省略可	省略可	〃
<input type="checkbox"/>	代表者の住所	履歴書（経歴書）	省略可	省略可	〃
<input type="checkbox"/>	設置者（申請者）の定款又は寄附行為及び登記事項証明書等	設置者の定款又は寄附行為及び登記事項証明書等の写し	省略可	省略可	〃
<input type="checkbox"/>	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要	建物図面（平面図、立面図等）の写し（各部屋の用途や面積等を明示したもの）	省略可	省略可	〃
		設備の概要に係る書類	省略可	省略可	〃
		土地及び建物の登記簿謄本（登記事項全部証明書）	省略可	省略可	〃
		賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し（不動産の貸与を受ける場合のみ提出）	省略可	省略可	〃
		建物の建築確認検査済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証明書）	省略可	省略可	〃
<input type="checkbox"/>	乳児等通園支援事業の認可証等の写し	乳児等通園支援事業の認可を受けていることを証明する書類の写し	省略可	省略可	〃
<input type="checkbox"/>	満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分ごとの利用する小学校就学前子どもの数	乳児等通園支援事業 実施計画書（一般型用）	省略可	省略可	〃
		乳児等通園支援事業 実施計画書（余裕活用型用）	省略可	省略可	〃
<input type="checkbox"/>	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	履歴書（経歴書）	省略可	省略可	〃
<input type="checkbox"/>	運営規程	運営規程	省略可	省略可	〃
		安全計画	省略可	省略可	〃
<input type="checkbox"/>	利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにする書類	省略可	省略可	〃
<input type="checkbox"/>	事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態	職員勤務体制表（シフト表など）	省略可	省略可	〃
		就業規則、給与規定、経理規程等	省略可	省略可	〃
		社会保険加入確認書類（健康保険・厚生年金・労働保険関係）	省略可	省略可	〃
<input type="checkbox"/>	事業に係る資産の状況	預金残高証明（社会福祉法人又は学校法人は提出不要）	省略可	省略可	〃
<input type="checkbox"/>	乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項	乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項	○	○	
<input type="checkbox"/>	誓約書	誓約書（兼役員等名簿）	省略可	省略可	乳児等通園支援事業に係る認可書類等と重複する場合には省略可能
<input type="checkbox"/>	役員の氏名、生年月日及び住所	誓約書（兼役員等名簿）	省略可	省略可	〃

乳児等通園支援事業認可申請書兼特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

東京都北区長 殿

所在地 \_\_\_\_\_  
 申請者 氏名 (又は名称) \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_

児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定による認可及び子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 利用定員：1 時間当たり 名 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業		
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒 -		
	電話:		
	メール:		
設置者・事業者の代表者	フリガナ	職名	
	氏名	生年月日	年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日		

2 添付書類

別紙「添付書類一覧」のとおり

## (別紙) (第1面)

## 添付書類一覧

必要となる書類		区分			
		一般型	余裕活用品		
			(備考)		
<b>(1) 認可関係</b>					
□	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面等	建物図面(平面図、立面図等)の写し(各部屋の用途や面積等を明示したもの)	○	省略可	・実施場所(乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室等)を示す平面図は省略不可 ・立面図は保育所又は認定こども園に係る認可書類等と重複する場合には省略可能
		設備の概要に係る書類	○	省略可	保育所又は認定こども園に係る認可書類等と重複する場合には省略可能
		土地及び建物の登記簿謄本(登記事項全部証明書)	○	省略可	〃
		賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し(不動産の貸与を受ける場合のみ提出)	○	省略可	〃
		建物の建築確認検査済証の写し(当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証明書)	○	省略可	〃
□	事業の運営についての重要事項に関する規程	運営規程	○	○	
□	経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴等	履歴書(経歴書)	○	省略可	保育所又は認定こども園に係る認可書類等と重複する場合には省略可能
		(経営の責任者)法人全部事項証明書(登記簿謄本)	○	省略可	〃
		(福祉の実務に当たる幹部職員)資格証(保育士等)の写し	○	省略可	〃
□	収支予算書等	収支予算書(収支計画、収入項目(補助金、利用料等)、支出項目などを記載したもの)	○	○	
		借入金明細書並びに基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書(企業会計の基準による会計処理を行っている場合)	○	○	
		法人全体の決算書など、直近3年間の運営状況が分かる書類(社会福祉法人及び学校法人以外の場合のみ提出)	○	○	
		借入金返済(償還)計画書(事業に関し、借入れ等を行っている場合のみ提出)	○	○	
□	乳児等通園支援事業を行う者の履歴等	職員一覧表	○	省略可	保育所又は認定こども園に係る認可書類等と重複する場合には省略可能
		職員の履歴書	○	省略可	〃
		資格証明書(保育士等)の写し	○	省略可	〃
		研修の認定証(修了証)の写し	○	省略可	〃
□	乳児等通園支援事業を行う者の資産状況を明らかにする書類等	預金残高証明(社会福祉法人又は学校法人は提出不要)	○	省略可	〃
□	法人の場合、その法人格を有することを証する書類等	登記事項証明書(又は法人登記簿謄本)	○	省略可	〃
□	定款、寄附行為その他の規約	設置者の定款又は寄附行為等の写し(法人又は団体の場合)	○	省略可	〃
□	誓約書	誓約書(兼役員等名簿)	○	○	

## (第2面)

(2)確認関係					
<input type="checkbox"/>	設置者(申請者)の名称及び主たる事務所の所在地	法人全部事項証明書(登記簿謄本)	省略可	省略可	乳児等通園支援事業に係る認可書類等と重複する場合には省略可能
<input type="checkbox"/>	代表者の氏名、生年月日及び職名	履歴書(経歴書)	省略可	省略可	〃
		法人全部事項証明書(登記簿謄本)	省略可	省略可	〃
		誓約書(兼役員等名簿)	省略可	省略可	〃
<input type="checkbox"/>	代表者の住所	履歴書(経歴書)	省略可	省略可	〃
<input type="checkbox"/>	設置者(申請者)の定款又は寄附行為及び登記事項証明書等	設置者の定款又は寄附行為及び登記事項証明書等の写し	省略可	省略可	〃
<input type="checkbox"/>	建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示したもの)並びに設備の概要	建物図面(平面図、立面図等)の写し(各部屋の用途や面積等を明示したもの)	省略可	省略可	〃
		設備の概要に係る書類	省略可	省略可	〃
		土地及び建物の登記簿謄本(登記事項全部証明書)	省略可	省略可	〃
		賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し(不動産の貸与を受ける場合のみ提出)	省略可	省略可	〃
		建物の建築確認検査済証の写し(当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証明書)	省略可	省略可	〃
<input type="checkbox"/>	乳児等通園支援事業の認可証等の写し	乳児等通園支援事業の認可を受けていることを証明する書類の写し	省略可	省略可	〃
<input type="checkbox"/>	満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分ごとの利用する小学校就学前子どもの数	乳児等通園支援事業 実施計画書(一般型用)	省略可	省略可	〃
		乳児等通園支援事業 実施計画書(余裕活用型用)	省略可	省略可	〃
<input type="checkbox"/>	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	履歴書(経歴書)	省略可	省略可	〃
<input type="checkbox"/>	運営規程	運営規程	省略可	省略可	〃
		安全計画	省略可	省略可	〃
<input type="checkbox"/>	利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにする書類	省略可	省略可	〃
<input type="checkbox"/>	事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	職員勤務体制表(シフト表など)	省略可	省略可	〃
		就業規則、給与規定、経理規程等	省略可	省略可	〃
		社会保険加入確認書類(健康保険・厚生年金・労働保険関係)	省略可	省略可	〃
<input type="checkbox"/>	事業に係る資産の状況	預金残高証明(社会福祉法人又は学校法人は提出不要)	省略可	省略可	〃
<input type="checkbox"/>	乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項	乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項	○	○	
<input type="checkbox"/>	誓約書	誓約書(兼役員等名簿)	省略可	省略可	乳児等通園支援事業に係る認可書類等と重複する場合には省略可能
<input type="checkbox"/>	役員の氏名、生年月日及び住所	誓約書(兼役員等名簿)	省略可	省略可	〃

(表)

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書兼変更届

年 月 日

東京都北区長 殿

所在地 \_\_\_\_\_

申請者 氏名 (又は名称) \_\_\_\_\_  
 (又は届出者) 代表者氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日 第 号により、子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 1 項の規定

により確認を受けた事項について、次のとおり変更するので、同法第 54 条の 3 において準用する同法

{ 第 44 条 } の規定により、関係書類を添えて { 申請 } します。  
 { 第 47 条 } { 届出 }

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2 変更事項 (該当するものに○)

変更事項		
利用定員 (増加)		設置者 (申請者) の定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書 等
利用定員 (減少)		建物の構造概要若しくは図面 (各室の用途を明示したもの) 又は設備の概要
事業所の名称		事業所の管理者の氏名、生年月日又は住所
事業所の所在地		運営規程
設置者 (申請者) の名称又は主たる事務所の所在地		乳児等支援給付費又は特例乳児等支援給付費の請求に関する事項
代表者の氏名、生年月日又は職名		役員の氏名、生年月日又は住所
代表者の住所		その他

(裏)

3 変更内容と理由等 (該当する部分のみ記載すること。)

利 用 定 員 の 変 更	変更前の利用定員 (人)				変更後の利用定員 (人)			
	0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計
	利用定員を増加 又は減少しよう とする理由							
(減少の場合のみ)	現に利用している小学校就学前子どもに対する措置							
	変更年月日							

利 用 定 員 の 変 更 以 外	変更前の内容	変更後の内容
	変更の理由	
	変更年月日	

4 添付書類

別紙「添付書類一覧(変更)」のとおり

(別紙)

添付書類一覧 (変更)

	変更事項	必要となる書類 (変更があったもの)
<input type="checkbox"/>	施設 (事業所) の名称又は所在地	運営規程
<input type="checkbox"/>	設置者 (申請者) の名称又は主たる事務所の所在地	法人全部事項証明書 (登記簿謄本)
<input type="checkbox"/>	代表者の氏名、生年月日又は職名	履歴書 (経歴書)
		資格証 (保育士等) の写し
		法人全部事項証明書 (登記簿謄本)
		誓約書 (兼役員等名簿)
<input type="checkbox"/>	代表者の住所	履歴書 (経歴書)
<input type="checkbox"/>	設置者 (申請者) の定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書 等	設置者の定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書等の写し
<input type="checkbox"/>	建物の構造概要若しくは図面 (各室の用途を明示したもの) 又は設備の概要	建物図面 (平面図、立面図等) の写し (各部屋の用途や面積等を明示したもの)
		設備の概要に係る書類
<input type="checkbox"/>	事業所の管理者の氏名、生年月日又は住所	履歴書 (経歴書)
		資格証 (保育士等) の写し
<input type="checkbox"/>	運営規程	運営規程
<input type="checkbox"/>	乳児等支援給付費又は特例乳児等支援給付費の請求に関する事項	乳児等通園支援給付費又は特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項
<input type="checkbox"/>	役員の氏名、生年月日又は住所	誓約書 (兼役員等名簿)
<input type="checkbox"/>	その他区長が必要と認める書類	

特定乳児等通園支援事業者確認辞退届

年 月 日

東京都北区長 殿

所在地 \_\_\_\_\_

届出者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日 第 号により確認を受けた特定乳児等通園支援事業について、確認を辞退するので下記のとおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
辞退の理由	
入所させている者の処置	
辞退の年月日	年 月 日

第 号  
年 月 日

特定乳児等通園支援事業者の確認取消・停止通知書

設置者 殿

東京都北区長



年 月 日 第 号 により、子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けた特定乳児等通園支援事業について、同法第 54 条の 3 において準用する同法第 52 条第 1 項に基づき、次のとおり、確認を取消・停止いたします。

1 事業所の名称・所在地

2 取消・停止の理由

3 取消・停止の時期・期間

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、東京都北区を被告として (訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別記第十五号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の東京都北区子ども・子育て支援法施行細則別記第十五号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月十一日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第二十一号

東京都北区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都北区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成二十七年七月東京都北区規則第五十三号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

東京都北区マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第一条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

第三条中「第一百零二条第一項」を「第一百六十三條の五十六第一項」に、「第五十二条第一項」を「第七十六条の三十第一項」に改める。

第四条第一項中「第一百五條第一項」を「第一百六十三條の五十九第一項」に改める。

第五条中「第四十九條第一項第三号」を「第七十六條の二十五第一項第三号」に、「第一百零二條第一項」を「第一百六十三條の五十六第一項」に改める。



東京都北区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月十七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第二十二号

東京都北区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区児童育成手当条例施行規則（昭和四十六年十月東京都北区規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「又は第十号の二」を「、第十号の二又は第十二号」に、「又は配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区児童育成手当条例施行規則第五条第二項の規定は、令和八年六月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年五月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月十七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第二十三号

東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成元年十二月東京都北区規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「又は第十号の二」を「第十号の二又は第十二号」に、「又は配偶者特別控除額」を「配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第十二条第二項の規定は、令和九年一月一日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

東京都北区建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月十七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第二十四号

東京都北区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区建築基準法施行細則（昭和五十八年四月東京都北区規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「まちづくり部建築課」を「都市整備部建築課」に改める。  
別記第二十六号様式及び第二十六号様式の二中「~~六~~」を削る。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月十七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第二十五号

東京都北区住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則

東京都北区住宅用家屋証明事務施行規則（昭和五十九年七月東京都北区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第二号様式中「~~六~~」を削る。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

勤務一時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月十九日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第二十六号

勤務一時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則  
勤務一時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則（平成六年九月東京都北区規則第三十五号）の一部を次のように改正する。  
別表清掃業務従事手当の項の次に次のように加える。

一時保護業務手当
----------

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の勤務一時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則別表の規定は、令和七年四月一日から適用する。

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月十九日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第二十七号

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区国民健康保険条例施行規則（昭和五十七年七月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記第三十号様式(裏)中「一般被保険者・退職被保険者等国民健康保険料」を

「一般被保険者・退職被保険者等国民健康保険料」に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区空家等対策審議会運営規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月十九日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第二十八号

東京都北区空家等対策審議会運営規則の一部を改正する規則

東京都北区空家等対策審議会運営規則（平成二十九年三月東京都北区規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「まちづくり部住宅課」を「都市整備部住宅課」に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区立芥川龍之介記念館条例施行規則を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第二十九号

東京都北区立芥川龍之介記念館条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区立芥川龍之介記念館条例（令和八年三月東京都北区条例第二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。  
(指定管理者の指定の申請)

第三条 条例第六条第二項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書（別記第一号様式）により区長に申請しなければならない。

2 条例第六条第二項及び第四項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 団体に関する書類

イ 団体の概要及び運営理念に関する書類

ロ 登記事項証明書（法人に限る。）

ハ 定款、寄付行為又はこれに準ずるもの（法人に限る。）

ニ 印鑑証明書（法人に限る。）

- ホ 団体の予算及び決算に関する書類で区長が指定するもの
  - ヘ 納税に関する書類で区長が指定するもの
  - ト その他区長が必要と認めるもの
  - 二 記念館の管理運営に関する書類
  - イ 職員の体制その他の記念館の管理運営に関し区長が指定するもの
  - ロ 経営改善計画（条例第六条第四項に規定する場合に限る。）
  - ハ 資金収支計画に関する書類で区長が指定するもの
  - ニ 情報管理体制に関し区長が指定するもの
  - ホ その他区長が必要と認めるもの
  - 三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者として記念館の管理を引き継ぐために必要な事項その他区長が必要と認める事項に関するもの
  - 3 区長は、条例第六条第三項又は第四項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、指定管理者候補者選定結果通知書（別記第二号様式）により通知するものとする。
- （指定管理者の指定）
- 第四条 区長は、条例第六条第三項又は第四項の規定により指定管理者を指定したときは指定管理者指定通知書（別記第三号様式）により、指定しなかつたときは指定管理者非指定通知書（別記第四号様式）により通知するものとする。

(指定管理者の指定の取消し等)

第五条 区長は、条例第七条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者指定取消・業務停止通知書(別記第五号様式)により通知するものとする。

(事業報告書)

第六条 指定管理者は、条例第八条第一項の規定に基づき、毎年度終了後六十日以内にその管理する記念館に関し区長が定める事項を記載した事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。ただし、条例第七条第一項の規定により年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して六十日以内に事業報告書を作成し区長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第七条 条例第九条に規定する協定で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 条例第五条で規定する業務の実施に関する事項
- 二 事業の実績報告等に関する事項
- 三 記念館の管理に要する費用に関すること。
- 四 記念館の管理に関し取得し、又は保有する個人情報保護に関すること。
- 五 記念館の管理の終了時における引継ぎに関すること。
- 六 記念館の管理に関し区長が行う報告の聴取、実施についての調査及び必要な指

示に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、記念館の管理に関し必要な事項  
(選定委員会)

第八条 指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、区長が別に定めるところにより指定管理者候補者選定委員会を設置する。

(開館時間)

第九条 記念館の開館時間は、午前十時から午後五時までとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第十条 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

一 毎週月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直後の休日  
以外の日)

二 一月一日から同月三日まで

三 十二月二十九日から同月三十一日まで

2 記念館の管理を指定管理者に行わせる場合において、指定管理者が休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めようとするときは、指定管理者は区長の承認を得なけ

ればならない。

（入館料の免除）

第十一条 条例第十一条第二項の規定により、入館料を免除する場合は、次のとおりとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒及びこれらに準ずる者並びにその引率者が、教育課程に基づく教育活動のために入館するとき。

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳を交付された者が入館するとき。

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十二条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受け療育手帳又は愛の手帳を交付された者が入館するとき。

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳を交付された者が入館するとき。

五 前三号のいずれかに該当する者が入館する場合において、当該者を介助する者（当該者一名につき一名に限る。）が入館するとき。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理者が特に必要があると認め、区長の承認を得たときは、入館料を免除することができる。

(委任)

第十二条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に関し必要な手続その他記念館の入館に関し必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

第1号様式（第3条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

東京都北区長 殿

主たる事務所の所在地  
法人（団体）名  
代表者名

印

東京都北区立芥川龍之介記念館の指定管理者の指定申請について

標記の件について、東京都北区立芥川龍之介記念館指定管理者募集要項の趣旨を踏まえ、書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 法人（団体）の主たる事務所の所在地
- 2 法人（団体）名
- 3 代表者名
- 4 所轄庁
- 5 法人（団体）の担当者
- 6 電話番号・メールアドレス

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

様

東京都北区長



指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付で申請のあった、東京都北区立芥川龍之介記念館における指定管理者の指定につきまして、選考の結果、下記のとおりとなりましたので、通知いたします。

記

- 1 選定結果
  
- 2 理由（選定されなかった場合）
  
- 3 その他

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

様

東京都北区長



指 定 管 理 者 候 補 者 指 定 通 知 書

東京都北区立芥川龍之介記念館条例第6条第 項の規定により、下記のとおり、貴団体を東京都北区立芥川龍之介記念館の指定管理者に指定しましたので、通知いたします。

記

1 指定期間                    年    月    日から  
                                 年    月    日まで

2 東京都北区立芥川龍之介記念館条例施行規則第7条により、管理の内容等については別途協定書により定める。

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

様

東京都北区長



指 定 管 理 者 非 指 定 通 知 書

貴団体は、東京都北区立芥川龍之介記念館の指定管理者として指定されませんでしたので、通知いたします。

記

（理由）

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

様

東京都北区長



指定管理者指定取消・業務停止通知書

東京都北区立芥川龍之介記念館条例第7条第1項の規定により、下記のとおり指定管理者の { 指定を取り消します  
業務の全部を停止します  
業務の一部を停止します } ので、通知します。

記

1 指定期間

2 取消日  
又は停止期間

3 理由

4 一部停止する業務（業務一部停止の場合のみ）

（裏面へ続く）

- (注意) (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記（1）の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

東京都北区介護保険条例付則第十三条の規定による令和八年度における介護保険料の減額の特例に関する規則を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第三十号

東京都北区介護保険条例付則第十三条の規定による令和八年度における介護保険料の減額の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区介護保険条例（平成十二年三月東京都北区条例第十二号。以下「条例」という。）付則第十三条の規定に基づく、令和八年度における介護保険料（以下「保険料」という。）の減額の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(令和八年度の保険料の減額の特例)

第二条 令和七年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税が課されていない者であつて、条例付則第十二条第一項又は第二項の規定により令和八年度分の同法の規定による市町村民税（以下「令和八年度分市町村民税」という。）が課されている者とみなされたものについては、その者について令和八年度分市町村民税が課されていない者とした場合の保険料を限度としてその差額を減額することができる。

(委任)

第三条 この規則に定めるもののほか、令和八年度における保険料の減額の特例に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区ネスト赤羽条例施行規則を廃止する規則を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第三十一号

東京都北区ネスト赤羽条例施行規則を廃止する規則

東京都北区ネスト赤羽条例施行規則（平成十六年十二月東京都北区規則第五十八号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に東京都北区ネスト赤羽条例を廃止する条例（令和八年三月東京都北区条例第三号）付則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる使用料及び共益費の徴収に係るこの規則による廃止前の東京都北区ネスト赤羽条例施行規則の規定については、なおその効力を有する。

東京都北区行政手続条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第三十二号

東京都北区行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区行政手続条例施行規則（平成九年三月東京都北区規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条第二項第五号」の下に「、第十五条第四項」を加える。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（公示の方法による通知の方法）

第四条 条例第十五条第四項（条例第二十二條第三項（条例第二十五條後段において準用する場合を含む。）及び第二十九條において読み替えて準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）以下この条において同じ。）と公示事項（条例第十五條第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）と電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するも

の

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

付 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第三十三号

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成二十七年十二月東京都北区規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号に次のように加える。

ホ 当該申請に係る対象者に係る戸籍関係情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第三項に規定する戸籍関係情報をいう。以下同じ。）

第五条第二号、第三号及び第四号に次のように加える。

ホ 当該申請に係る対象者に係る戸籍関係情報

第六条第一号、第二号及び第三号に次のように加える。

へ 当該申請に係る対象者に係る戸籍関係情報

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第三十四号

東京都北区職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

東京都北区職員の職名に関する規則（昭和四十六年四月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第五号中「ボイラー技士 介護指導」を「介護指導」に、「作業Ⅰ」を「土木作業」に、「環境技能 作業Ⅱ」を「施設作業」に、「自動車運転Ⅱ」を「清掃車運転」に、「自動車整備」を「清掃車整備」に、「作業Ⅲ」を「清掃作業」に改め、同表第七号を次のように改める。

七 その他

イ 区長が指定する職員の職務名については、区長が指定する名称をもつて、前各号の職務名に代えるものとする。

ロ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和二年十月東京都北区条例第二十九号）第二条第一項の規定により採用された職員で前各号の職務名により難い職務に従事するものについては、区長が指定する名称を職務名とする。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第三十五号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和二年三月東京都北区規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第四項中「三月で除して」を「十二月で除した数に四を乗じて」に改める。

第二十四条第一項中「とし、第六号及び第七号に掲げる期間にあっては三分の一」を削り、同項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同条第三項中「、部分休業により勤務しない時間又は子育て部分休業により勤務しない時間（第二十五条において「部分休業等により勤務しない時間」という。）」を削る。

第二十四条の二第一項第六号中「部分休業」を「育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）」に改め、同条第七号中「子育て部分休業」を「会計年度任用職員勤務時間規則第三十一条の二第一項に規定する子育て部分休業（以下「子育て部分休業」という。）」に改め、同条第四項中「又は子育て部分休業」を「、子育て部分休業又は病気休暇」に改める。

第二十五条中「部分休業等により勤務しない時間」を「私事欠勤等の取扱いを受

けた時間」に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第三十六号

東京都北区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和三十六年三月東京都北区規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「昭和三十二年東京都北区条例第二号」を「昭和三十二年一月東京都北区条例第二号」に、「別表に定めるところによる」を「職員の旅費に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第九号）の適用を受ける職員相当額とする」に改める。

別表を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則第一条の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第三十七号

職員の管理職手当に関する規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年三月東京都北区規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「十二万七千六百円」を「十三万五千三百円」に、「十万千円」を「十万六千五百円」に、「十万千五百円」を「十万六千円」に、「七万三千二百円」を「六千五百円」に、「十万千五百円」を「十万六千円」に、「九万二千三百円」を「九万六千三百円」に、「六万六千五百円」を「七万三百円」に、「十四万二千四百円」を「十四万四千円」に、「十万七千二百円」を「十万八千四百円」に、「九万四千八百円」を「十万七千五百円」に、「七万三千百円」を「八万七百元」に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

職員ノ管理職員特別勤務手当ニ関スル規則ノ一部ヲ改正スル規則ヲ公布スル。

令和八年三月二十五日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第三十八号

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成四年三月東京都北区規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イ中「もの及び」を「もの、」に改め、「三級であるもの」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和二年十月東京都北区条例第二十九号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）で東京都北区組織規程（昭和五十年四月東京都北区規則第四十号。以下「組織規程」という。）に規定する部長の職又はこれに準ずる職にあるもの」を加え、同号ロ中「もの及び」を「もの、」に改め、「二級であるもの」の下に「及び特定任期付職員で組織規程に規定する課長の職又はこれに準ずる職にあるもの」を加え、同条第二項中「第二十六条の二第三項第一号」を「第二十六条の二第三項」に改め、「勤務は、」の下に「同条第一項本文の」を加える。

第三条第一項第一号イ中「もの及び」を「もの、」に改め、「三級であるもの」の下に「及び特定任期付職員で組織規程に規定する部長の職又はこれに準ずる職にあるもの」を加え、同号ロ中「もの及び」を「もの、」に改め、「二級であるもの」の下に「及び特定任期付職員で組織規程に規定する課長の職又はこれに準ずる

職にあるもの」を加え、同条第二項を削る。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 次に掲げる場合には、条例第二十六条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第十一条第一項の規定に基づき指定する職員及び特定任期付職員がした条例第二十六条の二第二項の勤務は、同条第一項本文の勤務とみなす。

一 条例第二十六条の二第一項本文の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二 条例第二十六条の二第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項本文の勤務をした場合

付則第二項中「第三条第一項第一号」を「第三条第一号」に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第三十九号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則（昭和五十年四月東京都北区規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「から第十三号まで」を削り、同項中第十一号から第十三号までを削り、第十四号を第十一号とし、第十五号を第十二号とし、同条第五項中「、修学部分休業、高齢者部分休業若しくは育児部分休業により勤務しない時間又は子育て部分休業」を「又は修学部分休業」に改める。

別表第二中「及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級であるもの」を「、医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級であるもの及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和二年十月東京都北区条例第二十九号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）で東京都北区組織規程（昭和五十年四月東京都北区規則第四十号）以下「組織規程」という。）に規定する部長の職又はこれに準ずる職にあるもの」に、「及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が二級であるもの」を「、医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が二級であるもの及び特定任期付職員で組織規程に規定する課長の職又はこれに準ずる職にあるもの」に改める。

別表第三中「及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級であるもの」を「、医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級であるもの及び特定任期付職員で組織規程に規定する部長の職又はこれに準ずる職にあるもの」に、「及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が二級であるもの」を「、医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が二級であるもの及び特定任期付職員で組織規程に規定する課長の職又はこれに準ずる職にあるもの」に改める。

別記第二号様式中「あつた」を「あつた」に、「知つた」を「知つた」に、「の翌日から起算して6箇月」を「から6箇月」に、「あつて」を「あつて」に、「の翌日から起算して1年」を「から1年」に改め、「ただし、「の次に」「この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に」を加える。

#### 付 則

##### (施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 この規則の施行の日前に交付したこの規則による改正前の職員の期末手当に関する規則別記第二号様式は、この規則による改正後の職員の期末手当に関する規則別記第二号様式とみなす。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第四十号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十六・二五」とし、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和二年十月東京都北区条例第二十九号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）にあっては百分の九十三・七五とする。」に改め、同項第二号中「百分の六十（）」を「百分の五十八・七五（）」に、「百分の六十八・七五」を「百分の六十七・五」に改める。

第三条の二第六項中「又は子育て部分休暇」を「、子育て部分休暇、高齢者部分休業又は病気休暇」に、「介護休暇により」を「介護休暇、高齢者部分休業又は病気休暇により」に改める。

別表第二中「する職員」の下に「及び特定任期付職員」を加える。

別表第三中「及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級であるもの」を「、医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級であるもの及び特定任期付職員で東京都北区組織規程（昭和五十年四月東京都

北区規則第二十九号。以下「組織規程」という。）に規定する部長の職又はこれに準ずる職にあるもの」に、「及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が二級であるもの」を「、医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が二級であるもの及び特定任期付職員で組織規程に規定する課長の職又はこれに準ずる職にあるもの」に改める。

別表第四中「及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級であるもの」を「、医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級であるもの及び特定任期付職員で組織規程に規定する部長の職又はこれに準ずる職にあるもの」に、「及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が二級であるもの」を「、医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が二級であるもの及び特定任期付職員で組織規程に規定する課長の職又はこれに準ずる職にあるもの」に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第四十一号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和五十年四月東京都北区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号区分の項中

「五 平成五年度から平成十二年度までの間に適用される職員の昇任等に関する基準（昭和五十三年四月一日特別区人事委員会決定）別表一「職務

分類基準（I）」（以下「旧分類基準（I）」という。）における職務の級が九

級職であつた職員

を

「五 平成五年度から平成十二年度までの間に適用される職員の昇任等に関する基準（昭和五十三年四月一日特別区人事委員会決定）別表一「職務

分類基準（I）」（以下「旧分類基準（I）」という。）における職務の級が九

級職であつた職員

六 一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する条例（令和二年十月東京都市北区条例第二十九号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）で東京都北区組織規程（昭和五十年四月東京都市北区規則第四十号。以下「組織規程」という。）に規定する部長の職又はこれに準ずる職にあるもの

に改め、同表第二号区分の項中

「五 平成十二年度以後に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第二十七条に規定する幼稚園の園長であつた職員

を

「五 平成十二年度以後に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下

「法」という。）第二十七条に規定する幼稚園の園長であつた職員

六 特定任期付職員で組織規程に規定する課長の職又はこれに準ずる職にあるもの

に改め、同表第六号区分の項中「東京都市北区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月東京都市北区教育委員会規則第五号）第二十四条の規定により準用する

同規則第六条の三第一項又は第二項に規定する主任教諭又は主任養護教諭を「幼稚園教育職員給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が二級」に改める。

別記第二十二号様式(表)及び別記第二十三号様式(表)中「あつた」を「あつた」に、

「知つた」を「知つた」に、「の翌日から起算して6箇月」を「から6箇月」に、「あつて」を「あつて」に、「の翌日から起算して1年」を「から1年」に改め、「ただし、」の次に

「この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に」を加える。

別記第二十四号様式(表)中「あつた」を「あつた」に、「知つた」を「知つた」

に、「の翌日から起算して6箇月」を「から6箇月」に、「あつて」を

「あつて」に、「の翌日から起算して1年」を「から1年」に改め、「ただし、」の次に「この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に」を加

え、同様式(裏)中「なつた」を「なつた」に、「あつて」を「あつて」に改め、

「又はその公訴を提起しない処分があつた日」を「行つた」や「行つた」に改める。

別記第二十五号様式(表)中「あつた」を「あつた」に、「知つた」を「知つた」

に、「の翌日から起算して6箇月」を「から6箇月」に、「あつて」を「あつて」

に、「の翌日から起算して1年」を「から1年」に始め、「ただし、」の次に

「この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に」を加え、同

様式(中)「なつた」を「なつた」に、「あつた」を「あつた」に、「あつて」を

「あつて」に、「行つた」を「行つた」に始める。

別記第二十六号様式(表)中「あつた」を「あつた」に、「知つた」を「知つた」

に、「の翌日から起算して6箇月」を「から6箇月」に、「あつて」を「あつて」

に、「の翌日から起算して1年」を「から1年」に始め、「ただし、」の次に

「この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に」を加え、同

様式(裏)中「なつた」を「なつた」に、「あつた」を「あつた」に、「あつて」を

「あつて」に、「行つた」を「行つた」に始める。

別記第二十七号様式を次のように改める。

（表）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定に基づき、一般の退職手当等の支払を差し止めます。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、 に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分については、この処分があつたことを知つた日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、退職手当管理機関が区長のときは東京都北区長、教育委員会の場合は東京都北区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日から6箇月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6箇月以内であつても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（退職をした者の氏名）		
（採用年月日）	年 月 日	（勤続期間） 年 月
（退職年月日）	年 月 日	

(裏)

(退職時の所属)	
(退職時の役職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 給料表 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支払われます。 1 この処分を受けた者が職員の退職手当に関する条例第18条第2項の規定に基づく処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 2 この処分を行つた者が、この処分の後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

備考1 本文中空欄には、この処分を行つた退職手当管理機関名を記載すること。

2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第11条第1項に規定する勤続期間をいう。

別記第二十八号様式(表)及び別記第二十九号様式(表)中「あつた」を「あつた」に、「知った」を「知った」に、「の翌日から起算して6箇月」を「から6箇月」に、「あつて」を「あつて」に、「の翌日から起算して1年」を「から1年」に改め、「ただし、」の次に「この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内」を加える。

別記第三十号様式(表)中「の翌日」及び「起算して」を削り、「あつた」を「あつた」に、「あつて」を「あつて」に改める。

別記第三十一号様式(表)及び別記第三十二号様式(表)中「あつた」を「あつた」に、「知った」を「知った」に、「の翌日から起算して6箇月」を「から6箇月」に、「あつて」を「あつて」に、「の翌日から起算して1年」を「から1年」に改め、「ただし、」の次に「この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内」を加える。

付 則

( 施行期日 )

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に通知したこの規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則別記第二十二号様式から別記第三十二号様式までの様式は、この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則別記第二十二号様式から別記第三十二号様式までの様式とみなす。

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第四十二号

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和四十九年九月東京都北区規則第

二十四号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 災害弔慰金の支給（第二条・第三条）

第三章 災害障害見舞金の支給（第四条・第五条）

第四章 災害援護資金の貸付け（第六条―第十七条）

第五章 東京都北区災害弔慰金等支給審査会（第十八条）

第六章 雑則（第十九条）

付則

第十八条を削る。

第四章の次に次の二章を加える。

第五章 東京都北区災害弔慰金等支給審査会

（庶務）

第十八条 東京都北区災害弔慰金等支給審査会の庶務は、危機管理室防災・危機管

理課において処理する。

## 第六章 雑則

(委任)

第十九条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月二十六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第四十三号

東京都北区組織規程の一部を改正する規則

東京都北区組織規程（昭和五十年四月東京都北区規則第四十号）の一部を次のように改正する。

「区長室

秘書課

第八条中「政策経営部」を

しごと連携課

に改め、総務部の部区長室の項を

政策経営部

削り、危機管理室の部地域防災推進課の項に次のように加える。

防災支援係

防災事業係

第八条地域振興部の部中文化施策推進課の項及び産業振興課の項を削り、同部の次に次のように加える。

産業経済文化部

産業振興課

産業振興係

経営支援係

商工係

消費生活センター

文化施策推進課

「環境部

「生活環境部

環境政策課

リサイクル清掃課

環境政策係

環境課

地域環境係

第八条中

環境政策係

環境規制指導係

を

に改め、

環境規制調査係

循環社会推進課

自然環境みどり係

資源循環推進係

事業啓発係

同条まちづくり部の部中「まちづくり部」を「都市整備部」に改め、まちづくり推進課の項を削り、同部に次のように加える。

まちづくり推進部

まちづくり推進課

第九条第一項中「（区長室にあつては区長室長）」を削り、同条第二項中「政策経営部に担当室長を置き、」を削り、「及びまちづくり部」を「及びまちづくり推

進部」に改め、「地域振興部」の次に「区民部」を加え、「まちづくり部」を「都市整備部、まちづくり推進部」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(区長室各課、係等の分掌事務)

第九条の二 区長室各課、係等の分掌事務は、次のとおりとする。

#### 秘書課

- 一 秘書事務に関すること。
- 二 渉外事務に関すること。
- 三 区長と区民との対話に関すること。
- 四 室の庶務に関すること。
- 五 室の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。
- 六 室内他の課に属しないこと。

#### しごと連携課

- 一 庁内の横断的な課題に関する調整及び連携推進に関すること。
- 二 公民連携に関すること。
- 三 デザイン思考に関すること。

第十条企画課の部中

「課務担当主査

- 一 庁内の横断的な課題に関する調整及び連携推進に
- 二 関すること。

- 二 公民連携に関すること。
- 三 デザイン思考に関すること。

を削り、

「課務担当主査

- 一 D X 推進に関すること。

- 二 地域情報化の推進に関すること。

を

- 三 社会保障・税番号制度に係る利活用及び調整に関すること。」

「課務担当主査

- 一 D X 推進に関すること。

- 二 A I の利活用に関すること。

に改める。

- 三 地域情報化の推進に関すること。

- 四 社会保障・税番号制度に係る利活用及び調整に関すること。」

第十一条総務課の部中 「課務担当主査  
一 国際交流及び多文化共生に関すること。」 を削

り、同条区長室の部を削る。

第十一条の二防災・危機管理課の部中第十六号を第十七号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同部第七号中「羅災者」を「り災者」に改め、同号を同部第八号とし、同部中第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 防災対策に関する調査、計画及び調整に関すること。

第十一条の二防災・危機管理課の部中

「課務担当主査

一 防災対策に関する調査、計画及び調整に関すること。」 を

「課務担当主査

一 区の災害対応能力の向上に関すること。

二 防災訓練に関すること（他に規定するものを除く。）。「 に改め、同条

三 危機管理事案への対応に関すること。」

地域防災推進課の部を次のように改める。

地域防災推進課

防災支援係

- 一 区民防災組織に関すること。
- 二 防災意識の高揚及び啓発に関すること。
- 三 課内他の係に属しないこと。

防災事業係

- 一 区民の防災訓練に関すること。
- 二 防災施設の設置及び維持管理に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 三 消防関係機関との連絡調整に関すること。
- 四 消防団に関すること。

第十一条の三地域振興課の部中「二 協働の推進に関すること。」を  
「二 協働の推進に関すること。」

課務担当主査

に改め、同条

- 一 国際交流及び多文化共生に関すること。」

文化施策推進課の部及び産業振興課の部を削り、同条の次に次の一条を加える。

（産業経済文化部各課、係等の分掌事務）

第十一条の四 産業経済文化部各課、係等の分掌事務は、次のとおりとする。

産業振興課

## 産業振興係

一 産業の振興に関する調査、計画及び調整に関すること（他に規定するものを除く。）。

二 産業団体との連携及び支援に関すること。

三 産業関連情報の収集及び発信に関すること。

四 勤労者サービスセンターに関すること。

五 浮間ヶ原桜草の保存事業に関すること。

六 農地の転用に関すること。

七 観光の振興に関すること。

八 景気対策及び就労支援に係る総合的推進に関すること。

九 内職相談に関すること。

十 雇用に係る施策の調整及び推進に関すること。

十一 赤羽しごとコーナーに関すること。

十二 部の庶務に関すること。

十三 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。

十四 部内他の課、係に属しないこと。

## 経営支援係

一 中小企業の振興に関すること。

- 二 中小企業の経営相談に関すること。
- 三 中小企業の事業資金等の融資あつせんに関すること。
- 四 起業家支援に関すること。
- 五 赤羽イノベーション・ションサイトに関すること。

#### 商工係

- 一 商業の振興に関すること。
- 二 商店街振興組合に関すること。
- 三 商業関係団体との連絡調整に関すること。
- 四 大規模小売店舗に関すること。
- 五 ものづくりの振興に関すること。
- 六 工業関係団体との連絡調整に関すること。

#### 消費生活センター

- 一 消費者安全法第八条第二項各号に掲げる事業に関すること。
- 二 消費者教育に関すること。
- 三 消費者行政指導事務等に関すること。

#### 文化施策推進課

- 一 区の文化施策に関すること。
- 二 文化振興財団に関すること。

- 三 芥川龍之介記念館に関すること。
- 四 ドナルド・キーン顕彰事業に関すること。

第十二条の二を次のように改める。

（環境部各課、係等の分掌事務）

第十二条の二 環境部各課、係等の分掌事務は、次のとおりとする。

環境政策課

環境政策係

- 一 環境施策の推進に関すること。
- 二 環境情報の収集及び提供に関すること。
- 三 環境基本計画に関すること。
- 四 環境審議会に関すること。
- 五 環境マネジメントシステムの運用に関すること。
- 六 温暖化対策に関する計画及び調整に関すること。
- 七 温暖化対策の啓発に関すること。
- 八 温室効果ガスの排出量に関すること。
- 九 再生可能エネルギー機器等の普及促進に関すること。
- 十 低公害車の普及促進に関すること。
- 十一 緑化事業の計画に関すること。

- 十二 みどりの基金に関すること。
- 十三 部の庶務に関すること。
- 十四 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。
- 十五 部内他の課、係に属しないこと。

#### 地域環境係

- 一 緑化事業の推進に関すること。
- 二 緑化の啓発及びみどりの協力員並びに美化ボランティアに関すること。
- 三 樹木及び樹林の保護に関すること。
- 四 野生生物の調査、啓発及び対策に関すること。
- 五 あき地の管理適正化に関すること。
- 六 路上喫煙の防止に関すること。

#### 環境規制指導係

- 一 公害に係る調査及び対応に関すること。
- 二 公害に係る法令及び例規に基づく届出及び認可に関すること。
- 三 公害の発生源に対する規制及び指導に関すること。
- 四 公害の事務に係る統計、報告及び連絡調整に関すること。
- 五 公害に係る相談及び苦情処理に関すること。

#### 循環社会推進課

## 資源循環推進係

- 一 清掃・リサイクル事業の企画調整に関すること。
- 二 清掃事務所との連絡調整に関すること。
- 三 分別収集計画に関すること。
- 四 資源循環推進審議会に関すること。
- 五 一般廃棄物処理計画に関すること。
- 六 災害廃棄物に関すること。
- 七 地域美化に関すること。
- 八 堆積物等による管理不全な状態にある居住建築物等対策に関すること。
- 九 北清掃工場との連絡調整に関すること。
- 十 東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会との連絡調整に関すること。
- 十一 課内他の係に属しないこと。

## 事業啓発係

- 一 環境教育及び啓発事業に関すること。
- 二 ごみ減量化の推進に関すること。
- 三 環境啓発施設の管理及び運営に関すること。
- 四 環境大学事業に関すること。

五 リサイクル活動拠点の管理及び運営に関すること。

第十二条の三地域福祉課の部中

「課務担当主査

を削り、同

一 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関すること。」  
条長寿支援課の部中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条健康政策課の部中「保健師等の連携及び調整」を「保健師の統計・調査」に改め、同条保健予防課の部に次のように加える。

課務担当主査

一 健康危機管理等に係る保健師の連携及び調整に関すること。

第十三条の二子ども未来課の部子ども未来係の項第二号中「子育て」を「子ども・子育て支援」に改め、同項第四号中「子育て活動団体」を「子ども・子育て活動団体」に改め、同項第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

五 子どもの権利に関すること（他に規定するものを除く。）。

六 子どもの権利擁護委員に関すること。

七 子どもの権利委員会に関すること。

第十三条の二子ども未来課の部子ども施設係の項第一号中「こと」の下に「（他

に規定するものを除く。）」を加え、同項中

「課務担当主査

- 一 児童福祉施設の建設計画に関すること。
- 二 児童福祉施設の整備及び改修に関すること。」

「課務担当主査

- 一 児童福祉施設の建設計画に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 二 児童福祉施設の整備及び改修に関すること（他に規定するものを除く。）。

- 一 児童福祉施設の建設計画に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 二 児童福祉施設の整備及び改修に関すること（他に規定するものを除く。）。

を  
「二 こども家庭センター事業に関すること（他に規定するものを除く。）。」

「二 こども家庭センター事業に関すること（他に規定するものを除く。）。  
課務担当主査

- 一 若者活躍の推進に関すること。
- 二 若者の支援に関すること。」

に改める。

第十四条見出し中「まちづくり部」を「都市整備部」に改め、同条第一項中「まちづくり部」を「都市整備部」に改め、同条中

「六 市街地復興に関すること。

七 部の庶務に関すること。

八 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。

九 部内他の課、係に属しないこと。

「六 部の庶務に関すること。

七 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。

八 部内他の課、係に属しないこと。

「七 公共サインの整備に関すること。」を

「七 公共サインの整備に関すること。」を

八 市街地復興に関すること。

課務担当主査

一 公共交通等の計画及び調整並びに運行支援に関すること。

二 自転車事業の計画及び調整に関すること。

三 交通安全及び違法駐車等の防止対策に関すること。

づくり推進課の部を削る。

第十四条住宅課の部住宅政策係の項第三号を次のように改める。

三 住宅対策審議会に関すること。

第十四条住宅課の部住宅政策係の項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号

に改め、まち

とし、同号の次に次の二号を加える。

五 住宅の長寿命化及び定住化に資する助成事業に関すること。

六 マンションの適正な管理の促進等に関すること。

第十四条住宅課の部住宅政策係の項中第七号から第九号までを削り、第十号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 都営住宅の移管計画及び調整に関すること。

八 公的賃貸住宅の建替え計画等の調整に関すること。

第十四条住宅課の部住宅支援係の項を次のように改める。

#### 住宅支援係

一 住宅セーフティネット制度に関すること。

二 居住支援協議会に関すること。

三 居住支援・継続に資する助成事業に関すること。

四 区営住宅の管理及び運営に関すること。

五 高齢者住宅の管理及び運営に関すること。

六 都営住宅の入居者の公募及び地元割当入居者の決定に関すること。

第十四条住宅課の部中「七 建築物解体工事計画の事前周知に関すること。」を

「七 建築物解体工事計画の事前周知に関すること。」

八 区営住宅等の建替え事業に関すること。」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（まちづくり推進部各課の分掌事務）

第十四条の二 まちづくり推進部各課、係等の分掌事務は、次のとおりとする。  
まちづくり推進課

課務担当主査

- 一 公民連携まちづくりの推進に関すること。
- 二 優良建築物等整備事業及び都心共同住宅供給事業に関すること。
- 三 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）に関すること。
- 四 公的賃貸住宅の建替え計画に伴うまちづくりの調整に関すること。
- 五 部の庶務に関すること。
- 六 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。
- 七 部内他の課、係に属しないこと。

課務担当主査

- 一 王子駅周辺まちづくりの調査、計画、調整及び事業の実施に関すること。

課務担当主査

- 一 王子駅北口周辺等のまちづくりの検討及び調整に関すること。
- 課務担当主査

一 十条駅周辺及び東十条駅周辺まちづくりの調査、計画、調整及び事業の実施に関すること。

課務担当主査

一 赤羽駅周辺まちづくりの調査、計画、調整及び事業の実施に関すること。

課務担当主査

- 一 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）に関すること。
- 二 都市防災不燃化促進事業に関すること。
- 三 防災都市づくり推進計画の実施に関すること。
- 四 防災街区整備事業に関すること。
- 五 無電柱化チャレンジ事業に関すること。
- 六 国土強靱化地域計画に関すること。

「課務担当主査

第十五条中

- 一 公共交通等の計画及び調整並びに運行支援に関すること。
- 二 自転車事業の計画及び調整に関すること。
- 三 交通安全及び違法駐車等の防止対策に関すること。

を削る。

別表第一 三の項第一号中「十条仲原一の二〇の一〇」を「上十条三の三の九」に改め、同項第四号を削り、同表中七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、同表四の項中「生活環境部」を「環境部」に改め、同項を同表五の項とし、三の項の次に次の一項を加える。

四 産業経済文化部所属

名称	所在地	所掌事務
(一) 東京都北区赤羽イノベーションサイト	赤羽一の六七の六二	創業の支援、北区観光の魅力発信等に関する事務

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第一 三の項の改正規定は同月十三日から施行する。

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月二十六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第四十四号

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則

東京都北区会計事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表生活環境部リサイクル清掃課リサイクル清掃主査の項中「生活環境部リサイクル清掃課リサイクル清掃主査」を「環境部環境政策課環境政策係長」に、「リサイクル清掃課員」を「環境政策係員」に、「リサイクル清掃課」を「環境政策課」に「に改め、同表生活環境部環境課環境政策係長の項中「生活環境部環境課環境政策係員」を「事業啓発係員」を「事業啓発係長」を「環境部循環社会推進課事業啓発係長」に、「環境政策係員」を「事業所事業管理係長の項中「生活環境部清掃事務所事業管理係長」を「環境部清掃事務所事業管理係長」に改め、同表子ども家庭支援センター子ども家庭支援主査の項の次に次のように加える。

都市整備部都市計画課都	都市計画課員	
市計画主査		都市計画課における収納

別表まちづくり部住宅課住宅政策係長の項中「まちづくり部住宅課住宅政策係長」を「都市整備部住宅課住宅政策係長」に改め、同表まちづくり部建築課建築指

導係長の項中「まちづくり部建築課建築指導係長」を「都市整備部建築課建築指導係長」に、「建築指導係員」を「建築課員」に、「建築課建築指導係に」を「建築課に」に改め、同表土木部土木政策課企画調整係長の項を削る。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区入札等審査委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月二十六日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第四十五号

東京都北区入札等審査委員会規則の一部を改正する規則

東京都北区入札等審査委員会規則（平成二十一年三月東京都北区規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表中「まちづくり部長」を「都市整備部長」に、「まちづくり部都市計画課長」を「都市整備部都市計画課長」に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月二十六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第四十六号

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則  
東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成十二年三月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「生活環境部リサイクル清掃課」を「環境部循環社会推進課」に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区環境審議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月二十六日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第四十七号

東京都北区環境審議会規則の一部を改正する規則

東京都北区環境審議会規則（平成十八年三月東京都北区規則第十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「生活環境部環境課」を「環境部環境政策課」に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第四十八号

東京都北区公印規則の一部を改正する規則

東京都北区公印規則（昭和三十二年八月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一専用東京都北区長印の部11の3の項中「まちづくり部建築課建築指導係長」を「都市整備部建築課建築指導係長」に改め、同部11の4項中「生活環境部環境課環境政策係長」を「環境部環境政策課環境政策係長」に改め、同部17の4の項中「地域振興部産業振興課産業振興係長」を「産業経済文化部産業振興課産業振興係長」に改め、同部17の8の項中「まちづくり部住宅課住宅支援係長」を「都市整備部住宅課住宅支援係長」に改め、同表専用東京都北区長代理之印の部23の3の項中「まちづくり部建築課建築指導係長」を「都市整備部建築課建築指導係長」に改め、同部23の4の項中「生活環境部環境課環境政策係長」を「環境部環境政策課環境政策係長」に改め、同部29の4の項中「地域振興部産業振興課産業振興係長」に改め、同表東京都北区区長室長印の部を次のように改める。

削除	38 の 3	削除
----	--------------	----

別表第一 東京都北区金銭領収印の部49の項中「、まちづくり部建築課」を削る。

別表第二中 「<sup>38の3</sup> 東京都北区 総務部 区長室長印」を<sup>38の3</sup> 削除 に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第四十九号

東京都北区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区食品衛生法施行細則（昭和五十年四月東京都北区規則第五号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式、第四号様式及び第六号様式を次のように改める。

【許可・届出共通】

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

東京都北区長 殿

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：		法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地			
	(ふりがな)		(生年月日)	
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：			
	施設の所在地			
	(ふりがな)			
	施設の名称、屋号又は商号			
	(ふりがな)		資格の種類	食監・食管・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日	
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載	
	自動販売機、全自動調理機の型番		業態	
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理			
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設		<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設		<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考	
	1			
	2			
	3			
担当者	(ふりがな)		電話番号	
	担当者氏名			



【許可・届出共通】

※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

東京都北区長 殿

営業許可申請書・営業届（変更）

食品衛生法施行規則（第71条）の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：		法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地			
	(ふりがな)		(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：			
	施設の所在地			
	(ふりがな)			
	施設の名称、屋号又は商号			
	(ふりがな)		資格の種類	食監・食管・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日	
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載		
自動販売機、全自動調理機の型番	業態			
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理			
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>		
	輸出食品取扱施設	<input type="checkbox"/>		
営業届出	営業の形態		備考	
	1			
	2			
	3			
担当者	(ふりがな)	電話番号		
	担当者氏名			



年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

東京都北区長 殿

## 営業許可申請書・営業届（廃業）

食品衛生法施行規則（第71条の2）の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	年 月 日生		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食監・食管・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機、全自動調理機の型番	業態	
	HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		
廃業年月日			



付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区食品衛生法施行細則別記第三号様式、第四号様式及び第六号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第五十号

東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例施行規則（令和五年十二月東京都北区規則第八十二号）の一部を次のように改正する。  
別表第一西ヶ原小学校放課後子ども総合プランの項中

東京都北区西ヶ原四丁目十九番二十一号	東京都北区西ヶ原四丁目五十一番二十八号
--------------------	---------------------

を

東京都北区西ヶ原四丁目十九番二十一号
--------------------

に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第五十一号

東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和四十九年九月東京都北区規則

第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「又は第十号の二」を「、第十号の二又は第十二号」に、

「又は配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則第七条第二項第一号の規定は、令和八年八月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年七月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

職員の旅費に関する条例に基づく行政職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける者の級に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第五十二号

職員の旅費に関する条例に基づく行政職給料表(一)以外の給料表の適用を受け  
る者の級に関する規則を廃止する規則

職員の旅費に関する条例に基づく行政職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける者  
の級に関する規則(昭和五十年七月東京都北区規則第六十号)は、廃止する。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第五十三号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表五の項中「自動車運転Ⅱ、自動車整備、作業Ⅲ」を「清掃車運転、清掃車整備、清掃作業」に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第五十四号

東京都北区保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都北区保健所長委任規則（昭和五十年四月東京都北区規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三十三号の二カ中「第十六条の五」を「第十六条の六」に、同号ヨ中「第十六条の六」を「第十六条の七」に改め、同条第三十四号ハ中「若しくは助産所」を「、助産所若しくはオンライン診療受診施設」に改め、同号リ中「第八条」を「第八条第一項」に改め、「開設届」の下に「並びに同条第二項の規定によるオンライン診療受診施設の設置届」を加え、同号ル中「及び助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設の廃止」に改め、同号ヲ中「及び助産所の廃止」を「、助産所又はオンライン診療受診施設の開設者」に改め、同号ヲ中「若しくは助産所の開設者若しくは管理者又はオンライン診療受診施設の設置者」に改め、「徴収及び」の下に「診療所、助産所又はオンライン診療受診施設への」を加え、同号キ中「及び助産所に対する」を「若しくは助産所の開設者若しくは管理者又はオンライン診療受診施設の設置者に対する診療録、助産録、」に、「、診療所及び助産所の開設者」を「及び診療所若しくは助産

所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に改め、同号ケ中「届出」の下に「並びに同条第四項の規定によるオンライン診療受診施設の変更の届出」を加え、同号ア中「及び助産所台帳」を「、助産所台帳及びオンライン診療受診施設台帳」に改め、同号中アをサとし、エからテまでをテからアマまでとし、コの次に次のように加える。

エ 政令第四条の七の規定による一般社団法人の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の届出の受理

第一条第六十一号ニ中「薬局製造販売医薬品（政令第三条ただし書に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下同じ）」を「法第二条第十七項第三号に規定する医薬品（以下「薬局製造販売医薬品」という）」に改め、同号ヘ中「第十五項」を「第十項」に改め、同号ト中「第十四条第十六項」を「第十四条第十四項」に改める。

#### 付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条第六十一号へ及びトの改正規定は、同年五月一日から施行する。

東京都北区医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第五十五号

東京都北区医療法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区医療法施行細則（平成九年三月東京都北区規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の前の見出しを「（開設届等）」に改める。

第六条中「第八条」を「第八条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第八条第二項の規定によるオンライン診療受診施設の設置届は、別記第十号様式の二による。

第七条の見出しを「（開設許可（届出）事項一部変更届等）」に改め、同条中「の届出」の下に「及び政令第四条第四項の規定によるオンライン診療受診施設の設置届出事項を変更したときの届出」を加える。

第九条中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改める。

第十条の見出し中「開設者」を「開設者等」に、「失そう届」を「失踪届」に改め、同条中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「失そう」を「失踪」に改める。

第二十四条中「診療所台帳（別記第三十七号様式）」、「歯科診療所台帳（別記第三十八号様式）」及び助産所台帳（別記第三十九号様式）」を「診療所、歯科診療所、助産所及びオンライン診療受診施設（以下「診療所等」という。）に関する台帳」

に、「診療所、歯科診療所及び助産所に関する事項を記載しなればならない」を「診療所等に関する次に掲げる事項を記載するものとする」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 開設及び使用の許可番号及び許可年月日
  - 二 開設届又は設置届の收受年月日及び番号並びに開設又は設置年月日
  - 三 開設者又は設置者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - 四 診療所等の名称及び開設又は設置の場所
  - 五 診療所等の管理者の住所及び氏名
  - 六 診療科目及び病床数
  - 七 その他区長が必要と認める事項
- 別記第七号様式から第九号様式までを次のように改める。

東京都北区長 殿  開設者 住所 氏名 電話番号 ( ) ファクシミリ番号 ( ) [ 法人にあっては、名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名 ]	年 月 日			
<h3>診療所（歯科診療所又は助産所）開設届</h3>				
年 月 日付第 号で開設の許可を受けた診療所（歯科診療所 又は助産所）を開設したので、医療法施行令第4条の2第1項の規定により、下記のとおり 届け出ます。				
記				
1 名 称				
2 所 在 地	電話番号 ( ) ファクシミリ番号 ( )			
3 開 設 年 月 日	年 月 日			
4 管 理 者	現 住 所 電話番号 ( ) ファクシミリ番号 ( )			
	氏 名			
	臨床研修等修了 登録年月日	年 月 日	確認欄	
	免許証番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日	確認欄	
5 診 療 日 時				
6 オンライン診療	有 ・ 無			

(第1片)

(裏)

7 診療に従事する医師(歯科医師)の氏名、担当診療科名及び診療日時					
氏名	担当診療科名	診療日時	医籍(歯科医籍)の登録事項		確認欄
			臨床研修等修了 登録年月日	免許証番号及び 登録年月日	
			年 月 日	第 年 月 号日	
			年 月 日	第 年 月 号日	
			年 月 日	第 年 月 号日	
			年 月 日	第 年 月 号日	
8 業務に従事する助産師の氏名及び勤務日時					
氏名	勤務日時		免許証番号及び 登録年月日		確認欄
			第 年 月 号日		
			第 年 月 号日		
9 嘱託する医師及び病院又は診療所(助産所に限る。)					
嘱託 医師	氏名				
	住所	電 話 番 号 ( ) ファクシミリ番号 ( )			
	臨床研修等修了登録年月日	年 月 日		確認欄	
	免許証番号及び登録年月日	第 号 年 月 日		確認欄	
嘱託する病院又は診療所					
名称					
所在地	電 話 番 号 ( ) ファクシミリ番号 ( )				
10 医療従事者(薬剤師、看護師、准看護師、診療放射線技師等)					
職種	氏名	免許証登録年月日		登録番号	確認欄
		年 月 日		第 号	
		年 月 日		第 号	
		年 月 日		第 号	
		年 月 日		第 号	

(第2片)

11 その他の従事者			
事務員	看護助手	その他	計
名	名	名	名
12 添付書類			
1) 管理者の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し並びに職歴書			
2) 診療に従事する医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し			
3) 業務に従事する助産師の免許証の写し			
4) 嘱託医師となる旨の承諾書及び臨床研修等修了登録証の写し並びに免許証の写し（助産所に限る。）			
5) 嘱託する病院又は診療所の有する診療科名が分かる書類及び承諾書等（助産所に限る。）			
(注)			
1) 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。			
2) 平成16年3月31日以前の医籍登録年月日については、臨床研修修了登録年月日の記載及び臨床研修修了登録証の添付は必要としない。			
3) 平成18年3月31日以前の歯科医籍登録年月日については、臨床研修修了登録年月日の記載及び臨床研修修了登録証の添付は必要としない。			
4) 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。			

(日本産業規格A列4番)



(第1片)

(裏)

9 診療に従事する医師（歯科医師）の氏名、担当診療科名及び診療日時													
氏名	担当診療科名	診療日時	医籍（歯科医籍）の登録事項			確認欄							
			臨床研修等修了 登録年月日	免許証番号及び 登録年月日									
			年 月 日	第 年 月 日	号								
			年 月 日	第 年 月 日	号								
			年 月 日	第 年 月 日	号								
			年 月 日	第 年 月 日	号								
			年 月 日	第 年 月 日	号								

  

10 業務に従事する助産師の氏名及び勤務日時				
氏名	勤務日時	免許証番号及び 登録年月日		確認欄
		第 年 月 日	号	
		第 年 月 日	号	
		第 年 月 日	号	

  

11 医療従事者（薬剤師、看護師、准看護師、診療放射線（エックス線）技師等）				
職種	氏名	免許証登録年月日	登録番号	確認欄
		年 月 日	第 号	
		年 月 日	第 号	
		年 月 日	第 号	
		年 月 日	第 号	

  

12 従業者定員													
医師	薬剤師	看護師	准看護師	助産師	診療放射線 （エックス線）技師	看護補助	事務員		歯科医師	歯科衛生士	歯科技工士		計
名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名

  

13 敷地の面積	m <sup>2</sup> （平面図は、別添のとおり）

(第2片)

(表)

14 交通機関及び敷地周囲の見取図									
交通機関	線		駅下車		口徒歩				
	分		分		分				
	駅		口からバス(行)		下車徒歩				
敷地の条件	用途地域		防火地域						
見取図	別添のとおり								
15 建物の構造概要及び平面図									
建物別名称	構造概要			建築面積	延面積				
	造 階建て			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
	造 階建て			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
住宅と併設の場合又はビルディングの一部を使用する場合									
住宅と併設の場合		造 階建てのうち			階	m <sup>2</sup> 使用			
ビルディングの一部を使用する場合		造 階建てのうち			階	号室 m <sup>2</sup> 使用			
平面図		別添のとおり							
16 廊下の幅									
建物別名称	片側廊下	中廊下	建物別名称	片側廊下	中廊下				
	m	m		m	m				
	m	m		m	m				
17 2階以上に病室を有する建物別の階段数及びその構造									
建物別の名称	患者の使用する屋内直通階段						病室の あ る 最 上 階	避難階段 の 数	備考
	用途	幅	踊り場の幅	け上げ	踏面	手すりの有無			
		m	m	cm	cm		階 から地上で ま 箇所		
		m	m	cm	cm				
		m	m	cm	cm		階 から地上で ま 箇所		
		m	m	cm	cm				
エレベーターの有無		有 ・ 無							

(日本産業規格A列4番)

(第2片)

(裏)

18 病室の構造概要			室 床							
棟 別	階 別	病 室 番 号	病 室 種 別	一室の 病床数	一室の 床面積	一人当た り床面積	一室の 採光面積	一室の 直接外気 開放面積	天井の 高 さ	換 気 の 方 法
	階			床	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	階			床	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	階			床	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	階			床	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	階			床	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	階			床	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
19 診 察 室										
診 察 室 名	室 面 積	処置室兼用の場合 は、その部分の面積			診 察 室 名	室 面 積	処置室兼用の場合 は、その部分の面積			
科	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			科	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
科	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			科	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
20 処 置 室 (診察室兼用の場合を除く。)										
処 置 室 名		室 面 積		処 置 室 名		室 面 積				
科		m <sup>2</sup>		科		m <sup>2</sup>				
21 歯科治療室										
室 面 積		治 療 い す	給水火気設備		防 火 設 備		そ の 他 必 要 な 設 備			
m <sup>2</sup>		台								
22 歯科技工室										
室 面 積		防 じ ん 設 備	給水火気設備		防 火 設 備		そ の 他 必 要 な 設 備			
m <sup>2</sup>		台								
23 検 査 室										
名 称		室 面 積		防 火 設 備		検 査 器 具 、 器 械 等				
臨床検査室		m <sup>2</sup>								
		m <sup>2</sup>								

(第3片)

(表)

24 調剤所								
室面積	鍵のかかる貯蔵設備	冷暗所の有無	備付け天びん	備考				
m <sup>2</sup>								
25 手術室及び準備室								
区分	面積	構造設備						
		手術台	床	壁	天井	照明	暖房	清潔な手洗い設備
手術室	m <sup>2</sup>	台						
準備室	m <sup>2</sup>	台						
その他の施設								
26 分べん室及び新生児入浴施設								
分べん室								
室面積	m <sup>2</sup>	構造設備						
新生児入浴施設								
室面積	m <sup>2</sup>	構造設備						
27 エックス線装置及び診療室								
開設時設置予定のエックス線装置								
固定、携帯の別	用途	製作者名及び型式						
エックス線診療室								
室面積	室内の構造概要	操作室の面積	暗室					
			面積	設備				
m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					
m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					

(日本産業規格A列4番)

(第3片)

(裏)

28 その他の施設				
看護師勤務室	階	m <sup>2</sup>	待合室	m <sup>2</sup>
事務室		m <sup>2</sup>	新生児室	m <sup>2</sup>
宿直室		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
消毒施設		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
給食設備		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
洗濯室		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
29 建築確認	年 月 日 第 号			
30 添付書類				
1) 開設者の医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し並びに職歴書				
2) 管理者の医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し並びに職歴書（管理者が開設者でない場合に限る。）				
3) 診療に従事する医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し				
4) 業務に従事する助産師の免許証の写し				
5) 土地及び建物の登記事項証明書（土地又は建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しも添付すること。）				
6) 敷地の平面図				
7) 敷地周囲の見取図				
8) 建物の平面図（縮尺100分の1以上のもの）				
9) エックス線診療室等の放射線防護図（縮尺50分の1以上の平面図及び側面図。壁及び鉛の厚さを記入すること。）				
10) 案内図				
(注)				
1) 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。				
2) 平成16年3月31日以前の医籍登録年月日については、臨床研修修了登録年月日の記載及び臨床研修修了登録証の添付は必要としない。				
3) 平成18年3月31日以前の歯科医籍登録年月日については、臨床研修修了登録年月日の記載及び臨床研修修了登録証の添付は必要としない。				
4) 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。				

年 月 日			
東京都北区長 殿  開設者 住所 氏名  電話番号 ( ) ファクシミリ番号 ( )  歯科診療所開設届  歯科診療所を開設したので、医療法第8条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。  記			
1 名称			
2 所在地	電話番号 ( ) ファクシミリ番号 ( )		
3 診療科目			
4 開 設 者	現に病院又は診療所を開設し、管理し、又は勤務している場合 名称 所在地		
	本施設と同時に病院又は診療所を開設しようとする場合 名称 所在地		
5 開設年月日	年 月 日		
6 管 理 者	現住所 電話番号 ( ) ファクシミリ番号 ( )		
	氏名		
	臨床研修等修了 登録年月日	年 月 日	確認欄
	免許証番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日	確認欄
7 診療日時			
8 オンライン診療	有 ・ 無		

(第1片)

(裏)

9 診療に従事する歯科医師（医師）の氏名、担当診療科名及び診療日時						
氏名	担当診療科名	診療日時	歯科医籍（医籍）の登録事項		確認欄	
			臨床研修等修了 登録年月日	免許番号及び 登録年月日		
			年 月 日	第 年 月 号日		
			年 月 日	第 年 月 号日		
			年 月 日	第 年 月 号日		
			年 月 日	第 年 月 号日		
			年 月 日	第 年 月 号日		
			年 月 日	第 年 月 号日		
10 医療従事者（歯科衛生士、歯科技工士等）						
職種	氏名	免許証登録年月日		登録番号	確認欄	
		年 月 日		第 号		
		年 月 日		第 号		
		年 月 日		第 号		
		年 月 日		第 号		
11 従業者定員						
歯科医師	歯科衛生士	歯科技工士	事務員		計	
名	名	名	名		名	
12 敷地の面積		m <sup>2</sup> （平面図は、別添のとおり）				
13 交通機関及び敷地周囲の見取図						
交通機関	線		駅下車		口徒歩	分
	駅		口からバス（		行）	下車徒歩
敷地の条件	用途地域		防火地域			
見取図	別添のとおり					

(第2片)

(表)

14 建物の構造概要及び平面図				
建物別名称	構造概要		建築面積	延面積
	造 階建て		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	造 階建て		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
住宅と併設の場合又はビルディングの一部を使用する場合				
住宅と併設の場合	造 階建てのうち		階	m <sup>2</sup> 使用
ビルディングの一部を使用する場合	造 階建てのうち		階 号室	m <sup>2</sup> 使用
平面図	別添のとおり			
15 歯科治療室				
室面積	治療いす	給水火気設備	防火設備	その他必要な設備
m <sup>2</sup>	台			
16 歯科技工室				
室面積	防じん設備	給水火気設備	防火設備	その他必要な設備
m <sup>2</sup>	台			
17 エックス線装置及び診療室				
開設時設置予定のエックス線装置				
固定、携帯の別	用途	製作者名及び型式		
エックス線診療室				
室面積	室内の構造概要	操作室の面積	暗室	
			面積	設備
m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

(日本産業規格A列4番)

(第2片)

(裏)

18 その他の施設			
事務室	階	m <sup>2</sup>	待合室
消毒施設		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
19 建築確認	年 月 日 第 号		
20 添付書類			
1) 開設者の歯科医師又は医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し並びに職歴書			
2) 管理者の歯科医師又は医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し並びに職歴書（管理者が開設者でない場合に限る。）			
3) 診療に従事する歯科医師又は医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し			
4) 業務に従事する助産師の免許証の写し			
5) 土地及び建物の登記事項証明書（土地又は建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しも添付すること。）			
6) 敷地の平面図			
7) 敷地周囲の見取図			
8) 建物の平面図（縮尺100分の1以上のもの）			
9) エックス線診療室等の放射線防護図（縮尺50分の1以上の平面図及び側面図。壁及び鉛の厚さを記入すること。）			
10) 案内図			
(注)			
1) 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。			
2) 平成16年3月31日以前の医籍登録年月日については、臨床研修修了登録年月日の記載及び臨床研修修了登録証の添付は必要としない。			
3) 平成18年3月31日以前の歯科医籍登録年月日については、臨床研修修了登録年月日の記載及び臨床研修修了登録証の添付は必要としない。			
4) 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。			

を次のように改める。

別記第十号様式  
(第1片)  
(表)

中「~~第8条~~」を「~~第8条~~第「~~第~~」に改め、同様式

(第2片)

(裏)

(第2片)

(裏)

16 入所定員			室 人						
階別	室番号	一室の 定 員	一室の 床面積	一人当 り床面積	一 室 の 採光面積	一 室 の 直接外気 開放面積	天井の 高 さ	換気の 方 法	備考
階		人	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
階		人	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
階		人	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
階		人	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
17 その他の施設									
看護師勤務室		階	m <sup>2</sup>	待 合 室					m <sup>2</sup>
事 務 室			m <sup>2</sup>	新 生 児 室					m <sup>2</sup>
消 毒 施 設			m <sup>2</sup>						m <sup>2</sup>
給 食 施 設			m <sup>2</sup>						
洗 濯 室			m <sup>2</sup>						
18 建 築 確 認			年 月 日 第 号						
19 添 付 書 類									
<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 開設者の助産師の免許証の写し及び職歴書</li> <li>2) 管理者の助産師の免許証の写し及び職歴書(管理者が開設者でない場合に限る。)</li> <li>3) 業務に従事する助産師の免許証の写し</li> <li>4) 嘱託医師の臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び承諾書</li> <li>5) 嘱託する病院又は診療所の有する診療科名が分かる書類及び承諾書等</li> <li>6) 土地及び建物の登記事項証明書(土地又は建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しも添付すること。)</li> <li>7) 敷地の平面図</li> <li>8) 敷地周囲の見取図</li> <li>9) 建物の平面図(縮尺100分の1以上のもの)</li> <li>10) 案内図</li> </ol>									
(注)									
<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。</li> <li>2) 平成16年3月31日以前の医籍登録年月日については、臨床研修修了登録年月日の記載及び臨床研修修了登録証の添付は必要としない。</li> <li>3) 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。</li> </ol>									

別記第十号様式の次に次の一様式を加える。

年 月 日

東京都北区長 殿

設置者 住所

氏名

電話番号 ( )

〔法人にあつては、名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

### オンライン診療受診施設設置届

次のとおりオンライン診療受診施設を設置したので、医療法第8条第2項の規定により届け出ます。

記

1 名称			
2 所在地	電話番号 ( )		
3 敷地の面積	m <sup>2</sup>		
4 建物の構造概要			
建物名称		建築面積	m <sup>2</sup>
構造	造 階建て	延面積	m <sup>2</sup>
建物の一部を使用 する場合	うち、	階	号室 m <sup>2</sup> 使用
オンライン診療受診 施設として、車両を 届け出る場合	車種	車名	車両番号
5 (法人の場合) 管理・ 運営責任者の氏名・連 絡先	電話番号 ( )		
6 設置年月日			
7 添付書類	1) 敷地の平面図 2) 建物の平面図（縮尺100分の1以上のもの） 3) 設置者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例及び登記事項証明書 (注) 1) 車両を届け出る場合、それぞれの欄には以下の内容を記載することとする。 ①「設置の場所」の欄については、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。また、届出は巡回する地区を管轄する都道府県、保健所設置市又は特別区に提出すること。 ②「敷地の面積及び平面図」の欄については、記載が不要であること。 ③「建物の構造概要及び平面図」の欄については、当該車両の車種・車名・車両番号を記載すること。 2) 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。		

(日本産業規格A列4番)

別記第十一号様式を次のように改める。

（表）

年 月 日

東京都北区長 殿

開設者  
（設置者）  
住所  
氏名

電話番号 ( )  
ファクシミリ番号 ( )

〔法人にあっては、名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

診療所（歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設）  
開設許可（開設届出又は設置届出）事項一部変更届

開設許可（開設届出又は設置届出）事項を変更したので、医療法施行令第4条第1項、第3項、  
第4項又は第4条の2第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称	
2 所 在 地	電 話 番 号 ( ) ファクシミリ番号 ( )
3 開設許可（開設届出又は 設置届出）年月日及び番号	年 月 日 第 号
4 変 更 し た 理 由	
5 変 更 年 月 日	年 月 日
6 変更した事項	変 更 事 項
	変 更 前
	変 更 後

（日本産業規格A列4番）

7 添付書類

- 1) 管理者交代の場合は、臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し並びに職歴書。
- 2) 病室の定床数が減少する場合には、変更前と変更後の平面図（縮尺200分の1以上）を添付すること。
- 3) 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可書の写し。
- 4) 開設者（設置者）の住所及び氏名の変更のうち、開設者（設置者）が法人の場合は、定款、寄付行為又は条例及び登記事項証明書。

(注)

- 1) 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。
- 2) 平成16年3月31日以前の医籍登録年月日については、臨床研修修了登録年月日の記載及び臨床研修修了登録証の添付は必要としない。
- 3) 平成18年3月31日以前の歯科医籍登録年月日については、臨床研修修了登録年月日の記載及び臨床研修修了登録証の添付は必要としない。
- 4) 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。

別記第十四号様式から第十六号様式までを次のように改める。

年 月 日

東京都北区長 殿

住 所

開設者  
(設置者)

氏 名

電話番号 ( )

ファクシミリ番号 ( )

〔 法人にあつては、名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

診療所（歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設）  
休（廃）止 届

診療所（歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設）を休（廃）止したので、  
医療法第8条の2第2項及び第9条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称	
2 所 在 地	電 話 番 号 ( ) ファクシミリ番号 ( )
3 開設許可（開設届出又は設置届出）年月日及び番号	年 月 日 第 号
4 休（廃）止の理由	
5 休（廃）止の年月日	年 月 日
6 休止の予定期間	年 月 日

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

東京都北区長 殿

住 所  
開設者  
(設置者)  
氏 名

電話番号 ( )  
ファクシミリ番号 ( )

〔法人にあつては、名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

診療所（歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設）再開届

休止中の診療所（歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設）を再開したので、  
医療法第8条の2第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称	
2 所 在 地	電 話 番 号 ( ) ファクシミリ番号 ( )
3 開設許可（開設届出又は 設置届出）年月日及び番号	年 月 日 第 号
4 休止の届出年月日	年 月 日
5 再 開 の 理 由	
6 再 開 の 年 月 日	年 月 日

（日本産業規格A列4番）



付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区医療法施行細則の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができ。

東京都北区立介護予防拠点施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第五十六号

東京都北区立介護予防拠点施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立介護予防拠点施設条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「日曜日」の下に「（東京都北区立桐ヶ丘介護予防拠点施設に限る。）」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二月曜日（東京都北区立滝野川東介護予防拠点施設に限る。）

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第五十七号

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区介護保険条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第一号様式」を「第一号様式の二」に改め、同条を第六条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（被保険者資格に係る届出）

第六条 法施行規則第二十三条及び第二十九条から第三十二条までに定める被保険者資格に係る届出は、介護保険資格取得・異動・喪失届（第一号様式）による。

第二十八条を削る。

第二十九条中「第三十二号様式」を「第三十一号様式」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（支払方法変更又は支払一時差止の記載の消除）

第二十九条 法施行規則第一百二条に規定する支払方法の変更の記載の消除又は法施行規則第一百八条に規定する保険給付の支払の一時差止の記載の消除を受ける者は、介護保険支払方法変更及び支払一時差止等措置に係る終了申請書（第三十二号様式）に係る書類を添付して、区長に提出しなければならない。  
別記第一号様式を次のように改める。



別記第一号様式の次に次の一様式を加える。

## 介護保険 被保険者証交付申請書

東京都北区長 様  
 次のとおり申請します。

	申請年月日	年 月 日
申請者氏名	本人との関係	
申請者住所	〒  電話番号	

\*申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記入不要です。

被 保 険 者	個人番号		
	フリガナ		生年月日
	氏名		
	住所	電話番号	

医療保険者名	医療保険被保険者 記 号 番 号
--------	---------------------

別記第二号様式、第九号様式、第三十一号様式及び第三十二号様式を次のように改める。

## 介護保険 住所地特例適用・変更・終了届

東京都北区長 様

次のとおり住所地特例（適用・変更・終了）について届出ます。

\*上記（適用・変更・終了）の該当するものに丸をつける。  
 在宅→施設：適用 施設→施設：変更 施設→在宅：終了

	届出年月日	年 月 日
届出人氏名	本人との関係	
届出人住所	電話番号	

\*届出者が被保険者本人の場合、届出者住所・電話番号は記載不要

被 保 険 者	被保険者番号		個人番号	
	フリガナ			生年月日
	氏名			世帯主との続柄

世 帯 主	個人番号		生年月日	
	氏名			

異 動 前 情 報	従前の住所	電話番号		
	*異動前住所が施設の場合、以下も記入のこと			
	施設	名称	退所（居）年月日	

異 動 後 情 報	現住所	電話番号		
	*異動後居住地が施設の場合、以下も記入のこと			
	施設	名称	入所（居）年月日	

介護保険サービスの種類指定変更申請書

				申請年月日			
介護保険 被保険者番号						個人番号	
被 保 険 者	医療 保 険	保険者名		保険者番号			
		被保険者 記号・番号	記号	番号		枝番	
	フリガナ			生年月日			
	氏 名			性 別			
	住 所			電話番号			
	現 に 受 け て い る 要 介 護 ・ 要 支 援			有効期限 から			
	新 た に 指 定 を 受 け よ う と す る サ ー ビ ス の 種 類 又 は 現 に 受 け て い る サ ー ビ ス の 種 類 記 載 の 消 除 を 求 め る 旨						
種 類 指 定 変 更 理 由							

主 治 医	主治医の氏名		医療機関名	
	所 在 地		電話番号	

第二号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入

特定疾病名	
-------	--

年 月 日



東京都北区長 印

介護保険給付の支払一時差止通知書

被保険者氏名		被保険者番号																		
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日にあなたは、保険給付の償還払いの申請をしましたが、あなたの介護保険料は別紙のとおり滞納となっています。介護保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、保険給付の支払の一時差止の措置が定められています。

したがって、下記の期日までに保険料が納付されない場合には、介護保険法第67条第1項・第2項の規定に基づき、保険給付の支払の一時差止を行うことに決定いたしましたので、通知します。

「保険給付の支払の一時差止」とは、保険給付の償還払いの申請があったとき、償還払いの対象となる金額の全部または一部について支払の一時差止を行うものです。

期日 年 月 日

なお、今回給付の支払の一時差止の対象となる介護サービス及び金額は、次のとおりです。

差止の対象となる介護サービス	:	
差止の対象となる介護サービスの提供年月	:	
差止の対象となる給付額	:	円

なお、この通知により、保険給付の支払いの一時差止が行われた場合でも、災害その他特別な事情があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、被保険者証を添えて、速やかに北区介護保険課に申し出てください。

・問合せ先

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都介護保険審査会（東京都新宿区西新宿2-8-1 電話03-5320-4293）に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、提起することができます。ただし、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の1から3までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- 1 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区介護保険条例施行規則の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。